

韓国知的財産ニュース 2026年2月前期・後期

(No. 548)

発行年月日：2026年3月6日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、2月1日から28日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】特許法の一部改正法律案(議案番号:2216519)
- 1-2 【法案提出】特許法の一部改正法律案(議案番号:2216743)
- 1-3 【法案提出】特許法の一部改正法律案(議案番号:2216877)
- 1-4 【法案提出】商法の一部改正法律案(議案番号:2216948)
- 1-5 【公布】「特許料等の徴収規則」の一部改正令(総理令第2098号)

関係機関の動き

- 2-1 2025年産業財産の情報活用における実態調査の結果を発表
- 2-2 韓国知識財産処、2026年の特許審査処理計画を発表
- 2-3 知的財産出願の第一歩、カスタマイズ研修で手軽に始めよう
- 2-4 韓国知識財産処、政府初となるオンラインシステムに韓国型量子耐性暗号の実証的適用を推進
- 2-5 K-バイオ、特許戦略でグローバル市場をリード
- 2-6 韓国知識財産処、中東でK-知的財産の拡散に拍車
- 2-7 世界知的所有権機関(WIPO)、韓国人材の採用に乗り出す
- 2-8 Kブランド保護のため、「韓国・ASEAN 間常設協議体」の新設に動き出す
- 2-9 韓国知識財産処、2026年度第1学期における知的財産学の単位銀行受講生を募集
- 2-10 韓国知識財産処、フランス産業財産庁と知的財産最高レベル会議およびラウンドテーブル開催
- 2-11 韓国知識財産処、知的財産権の虚偽表示の繰り返し違反に強力に対応に乗り出す
- 2-12 中小企業、新事業の特許出願を増やし事業拡大に積極的に取り組む
- 2-13 韓国知識財産処、「2025年下半年 優秀審査・審判官 品質コンテスト

表彰式」を開催

- 2-14 韓国知識財産処キム・ヨンソン処長、就任 100 日を迎え「5 大政策方向・重点推進課題」を発表
- 2-15 「全固体電池」など国家先端戦略技術の海外流出を防止
- 2-16 女性の優れた発明を発掘、韓国知識財産処「2026 生活発明コア」を募集
- 2-17 韓国、全固体電池の出願増加率で 2 位、上位 10 出願者のうち韓国 4 社
- 2-18 韓国、「マイクロ LED 転写技術」特許で世界 1 位
- 2-19 AI・先端バイオ分野の起業初期段階の企業、1 ヶ月以内に特許審査結果を受け取る
- 2-20 韓国知識財産処、2 月 25 日の水曜日より大韓民国学生発明展示会などの申請受付を開始
- 2-21 不確実性の時代、K 特許で突破、新年最初の月、知的財産権出願が過去最高を記録
- 2-22 韓国知識財産処、優秀地域知識財産センター表彰・意見交換会を開催
- 2-23 K-バッテリー再飛躍、知的財産で道を探す
- 2-24 知的財産教育による AI 転換時代の革新成長を支援
- 2-25 若手が創る新しい KIPRIS「AI 世代が問いかけ、KIPRIS が答える」
- 2-26 韓国知識財産処、「働き方」改善で業務革新を加速化
- 2-27 韓国知識財産処、義死傷者の特許出願を支援する

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国知識財産処、生活密着型の模倣品流通に剣を抜く
- 3-2 韓国知識財産処、K-ビューティー輸出企業懇談会を開催
- 3-3 政府が先頭に立つ、海外の知的財産紛争、もはや企業だけの戦いではない

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 商標超高速審査・意匠一部審査制度の改善など最新制度の動向を紹介

その他一般

- 5-1 韓国知識財産処、新任のキム・ギボム 特許審判院長
- 5-2 韓国知識財産処、新任のチョン・ヨンウ次長
- 5-3 韓国知識財産処は、特許紛争対応支援、NPE への先制対応、紛争情報の

- 提供などを支援しています
- 5-4 韓国知識財産処は K-ブランドの保護のために、AI を活用したオンライン模倣品のモニタリング、カスタマイズされた紛争対応戦略の提供など、多角的に取り組んでまいります

法律、制度関連

1-1 【法案提出】特許法の一部改正法律案(議案番号:2216519)

議員立法(2026.2.3.)

特許法一部改正法律案

議案番号:2216519

提案日:2026年2月3日

提案者:チャン・ Cholmin 議員、他11人

提案理由及び主要内容

最近、政府組織改編に伴い、韓国特許庁が知識財産処に昇格し、政府レベルの知的財産における政策調整の機能が新たに強化された。

一方、知識財産処所属の特許審判院は、特許だけでなく実用新案・意匠・商標全般にわたる事項を審判対象としているが、その名称が特定の権利に限定された印象を与えるため、機関における実際の機能範囲を明確な名称に反映させる必要があるという意見がある。

これに伴い、特許審判院を「知識財産審判院」に変更し、機関の名称と機能範囲の不一致を解消しようとするものである(案第9条等)。

法律 第 号

特許法一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第 9 条中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 10 条第 4 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 11 条第 1 項各号以外の部分ただし書き中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 15 条第 2 項前段中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 16 条第 1 項本文中「特許審判長」を「知識財産審判長」とし、同条第 2 項本文中「特許審判長」を「知識財産審判長」とし、同条第 3 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 19 条中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

第 20 条各号以外の部分本文中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

第 21 条各号以外の部分中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

第 23 条第 1 項中「特許審判院」を「知識財産審判院」とし、同条第 2 項中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

第 28 条第 1 項中「特許審判長」をそれぞれ「知識財産審判長」とし、同条第 2 項各号以外の部分本文及びただし書き中「特許審判長」をそれぞれ「知識財産審判長」とする。

第 28 条の 2 第 1 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とし、同条第 2 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とし、同条第 3 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 28 条の 3 第 1 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とし、同条第 3 項中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

第 28 条の 4 第 1 項中「特許審判長」をそれぞれ「知識財産審判長」とする。

第 28 条の 5 第 1 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とし、同条第 3 項中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

第 33 条第 1 項ただし書き中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

第 46 条各号以外の部分前段及び後段中「特許審判長」をそれぞれ「知識財産審判長」とする。

第 84 条第 2 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 132 条の 2 第 1 項各号以外の部分前段中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 132 条の 4 第 1 項各号以外の部分中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 132 条の 16 の題名「(特許審判院)」を「(知識財産審判院)」とし、同条第 1 項から第 4 項まで中「特許審判院」をそれぞれ「知識財産審判院」とする。

第 136 条第 2 項第 1 号本文及び同項第 2 号中「特許審判院」をそれぞれ「知識財産審判院」とし、同条第 12 項中「特許審判院長」を「知識財産審判院長」とする。

第 139 条の 2 第 1 項本文中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 140 条第 1 項各号以外の部分中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 140 条の 2 第 1 項各号以外の部分中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 143 条第 1 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 144 条第 1 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とし、同条第 2 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 145 条第 1 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 151 条第 1 項本文中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 153 条の 2 中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 154 条第 5 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 154 条の 3 第 2 項中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

第 157 条第 3 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とし、同条第 4 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 164 条第 3 項前段中「特許審判長」を「知識財産審判長」とし、同条第 4 項前段中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 165 条第 5 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 166 条前段中「特許審判長」を「知識財産審判長」とし、同条後段中「特許審判院」を「知識財

産審判院」とする。

第 170 条第 1 項後段中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 188 条第 1 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とし、同条第 2 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 189 条第 3 項中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

第 216 条第 1 項中「特許審判長」を「知識財産審判長」とし、同条第 2 項各号以外の部分中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 226 条第 1 項中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

第 227 条第 1 項中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

第 232 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで中「特許審判院」をそれぞれ「知識財産審判院」とする。

附 則

第 1 条(施行日)この法律は、公布後から起算して 6 か月を経過した日から施行する。

第 2 条(特許審判所の名称変更に伴う経過措置)この法律を施行する際、従前の規定による特許審判所は、この法律による知識財産審判所とみなす。

第 3 条(他法律の改正)①農水産物品質管理法の一部を次のように改正する。

第 41 条第 3 項中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

第 50 条第 3 項中「特許審判院長」を「知識財産審判院長」とする。

② デザイン(意匠)保護法の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書、第 21 条、第 22 条各号以外の部分本文、第 23 条各号以外の部分、第 25 条第 1 項、同条第 2 項、第 30 条第 3 項、第 32 条第 3 項、第 43 条第 4 項第 4 号、第 142 条の 2 第 2 項、第 154 条後段、第 169 条第 3 項、第 221 条第 1 項、第 225 条第 1 項、同条第 2 項、第 229 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのうち「特許審判院」をそれぞれ「知識財産審判院」とする。

第 11 条、第 12 条第 4 項、第 13 条第 1 項各号以外の部分ただし書き、第 17 条第 2 項前段、

第 18 条第 1 項、同条第 2 項本文、同条第 3 項、第 28 条第 1 項、同条第 2 項各号以外の部分
本文及びただし書き、第 29 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項、第 30 条第 1 項、第 31 条第
1 項、第 32 条第 1 項、第 47 条各号以外の部分、第 55 条、第 87 条第 2 項、第 125 条の 2 第 1
項本文、第 126 条第 1 項各号以外の部分、第 127 条第 1 項各号以外の部分、第 130 条第 1
項、第 131 条第 1 項、同条第 2 項、第 132 条第 1 項、第 138 条第 1 項本文、第 141 条、第 142
条第 4 項、第 145 条第 3 項、同条第 4 項、第 152 条第 3 項前段、同条第 4 項前段、第 153 条
第 5 項、第 154 条前段、第 168 条第 1 項、同条第 2 項、第 206 条第 1 項、同条第 2 項中「特
許審判長」をそれぞれ「知識財産審判長」とする。

③ 半導体集積回路の配置設計に関する法律の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 後段中「特許審判院」を「知識財産審判院」に、「特許審判院長」をそれぞれ「知識財
産審判院長」とする。

④ 産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律の一部を次のように改正する。第 12 条第
2 項中「特許審判院」を「知識財産審判院」とする。

⑤ 商標法の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項ただし書、第 21 条、第 22 条各号以外の部分本文、第 23 条各号以外の部分、第
25 条第 1 項、同条第 2 項、第 30 条第 3 項、第 32 条第 3 項、第 141 条の 2 第 2 項、第 153
条後段、第 165 条第 3 項、第 232 条第 1 項、第 237 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの「特許
審判院」をそれぞれ「知識財産審判院」とする。

第 11 条、第 12 条第 4 項、第 13 条第 1 項各号以外の部分ただし書、第 17 条第 2 項前段、第
18 条第 1 項、同条第 2 項本文、同条第 3 項、第 28 条第 1 項、同条第 2 項各号以外の部分本
文及びただし書、第 29 条第 1 項から第 3 項まで、第 30 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 32 条
第 1 項、第 39 条各号以外の部分、第 49 条、第 62 条第 4 項後段、第 79 条第 2 項、第 124 条
の 2 第 1 項本文、第 125 条第 1 項各号以外の部分、第 126 条第 1 項各号以外の部分、同条
第 3 項、第 129 条第 1 項、第 130 条第 1 項、同条第 2 項、第 131 条第 1 項、第 137 条第 1 項

本文、第 140 条、第 141 条第 4 項、第 144 条第 3 項、同条第 4 項、第 151 条第 3 項前段、同条第 4 項前段、第 152 条第 5 項、第 153 条前段、第 164 条第 1 項、同条第 2 項、第 215 条中「特許審判長」をそれぞれ「知識財産審判長」とする。

⑥ 実用新案法の一部を次のように改正する。

第 30 条の 2 第 1 項各号以外の部分前段中「特許審判長」を「知識財産審判長」とする。

第 46 条、第 47 条第 1 項、第 52 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで中「特許審判院」をそれぞれ「知識財産審判院」とする。

第 4 条(他の法令との関係)この法律施行の際、他の法令において「特許審判院」を引用している場合は、「知識財産審判院」を引用したものとみなす。

1-2 【法案提出】特許法の一部改正法律案(議案番号:2216743)

議員立法(2026.2.11.)

特許法一部改正法律案

議案番号:2216743

提案日:2026年2月11日

提案者:チョン・ジヌク議員、他 12 人

提案理由及び主要内容

現行特許法は、特許権又は専用実施権の侵害について、法院(裁判所)が差止命令等の判決を下しても、当該判決が実際に履行されたかを確認できる制度的な装置が不十分であるため、権利者が実効的に権利救済を受けることが困難であるという問題がある。特に、侵害中止の有無や是正措置の履行状況に関する情報は、ほとんどが侵害者に偏在しているため、権利者が判決後も侵害継続の有無を確認する上で、構造的な限界が存在し、これにより侵害禁止判決の実効性が低下している。

これに対し、判決相手方に対する資料提出要求及び現場確認を可能とする制度を整備し、侵害禁止判決の履行状況を体系的に管理することにより、特許権者及び専用実施権者の権利保護を強化し、特許紛争の実質的終結を図るものである(案第 126 条の 3 新設及び第 232 条)。

参考事項

本法案は、チョン・ジヌク議員が代表発議した「実用新案法一部改正法律案」(議案番号第16744号)及び「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案」(議案番号第16745号)の議決を前提とするものであるため、同法律案が議決されない場合又は修正議決される場合には、これに合わせて調整されるべきである。

法律 第 号

特許法一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第 126 条の 3 を次のように新設する。

第 126 条の 3(判決等の履行確認)① 知識財産処長は、特許権又は専用実施権の侵害に関し、法院(裁判所)が第 126 条第 1 項に基づく侵害の禁止又は予防を命じ、又は同条第 2 項に基づく措置を命じた執行力のある判決又は決定(以下「判決等」という。)がある場合には、その履行の有無を確認するため、判決等の相手方(以下「履行義務者」という)に対し、大統領令で定めるところにより、次の各号の事項に関する報告を命じ、又は資料の提出を要求することができる。

1. 判決等で特定された対象の保有・流通状況
2. 判決等で命じた措置の履行内容及び完了の有無
3. 判決等で特定された対象に関する履行措置の証憑資料

② 知識財産処長は、第 1 項に基づく履行の有無確認のために必要な場合、関係 人の同意を得て、関係公務員に事業場・倉庫・販売場等(住居を除く)に出入りさせ、判決等で特定された範囲及び必要な最小限の範囲において現況を確認させることができる。この場合、関係公務員はその権限を示す証票を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。

③ 第 1 項及び第 2 項に基づく手続及び方法並びに資料提出の範囲等必要な事項は、大統領令で定める。

④ 第 1 項から第 3 項までの履行確認は、「行政調査基本法」第 15 条を遵守しなければならない。

第 232 条第 1 項及び第 2 項をそれぞれ第 2 項及び第 3 項とし、同条に第 1 項を次のように新設し、同条第 3 項(従前の第 2 項)中「第 1 項に」を「第 1 項及び第 2 項に」とする。

① 次の各号のいずれかに該当する者には、2 千万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第 126 条の 3 第 1 項に基づく報告又は資料提出の要求に従わなかった者
2. 第 126 条の 3 第 2 項に基づく現況確認を拒否・妨害又は忌避した者

附 則

この法律は、公布後 6 か月を経過した日から施行する。

1-3 【法案提出】特許法の一部改正法律案(議案番号:2216877)

議員立法(2026.2.13.)

議案番号:2216877

提案日:2026年2月13日

提案者:イ・フンギ議員、他11人

提案理由及び主要内容

現行法は、特許出願について出願日など一定期間が経過した後に公開するが、出願人の申請がある場合にはそれ以前でも公開できるように規定している。

しかし、市場において技術製品の発売及び取引が迅速に行われる状況下では、潜在的な特許侵害リスクを予防し、権利関係の不確実性を早期に解消するため、出願人が権利確保を迅速に推進できるよう、特許優先審査制度をより改善する必要があるとの意見がある。

これに対し、早期出願公開を申請し審査請求を行った特許出願について優先審査を受けられる根拠を設けることで、出願人の迅速な権利確保を支援しようとするものである(案第 61 条及び第 64 条)。

法律 第 号

特許法一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第 61 条に第 1 号の 2 を次のように新設する。

1 の 2. 第 64 条第 1 項に基づき、出願公開を申請した特許出願であつて、大統領令で定める要件を備える場合

第 64 条第 1 項各号以外の部分中「申請した」を「出願公開を申請した」とする。

附 則

第 1 条(施行日)この法律は、公布の日から起算して 6 か月を経過した日から施行する。

第 2 条(優先審査に関する適用例)第 61 条の改正規定は、この法律施行後、第 64 条第 1 項に基づき出願公開を申請した特許出願から適用する。

1-4 【法案提出】特許法の一部改正法律案(議案番号:2216877)

議員立法(2026.2.23.)

議案番号:2216948

提案日:2026年2月23日

提案者:キム・ジョンミン議員、他11人

提案理由及び主要内容

現行法は商標保護を目的として商標権侵害行為を規制しており、知識財産処はこれに基づき模倣品取締支援などの商標権保護政策を推進している。

しかし最近、韓国国内ブランド製品に対する海外需要の増加とともにオンラインプラットフォームを通じた取引が拡大する中、これを悪用したオンライン模倣品流通が増加しており、オンライン環境における商標権侵害の予防及び対応をより体系的に推進する必要性が提起されている。

これに対し、知識財産処長によるオンライン監視の実施及び情報システムの構築に関する法的根拠を整備し、一定規模以上のオンライン商品販売仲介業者に対し、商標権侵害予防のための監視を義務付けるとともに、未履行時には過怠金を賦課できるようにすることで、現行の商標権保護体制を補完・整備しようとするものである(案第2条第1項第12号新設等)。

商標法一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に第 12 号を次のように新設する。

12. 「オンライン商品販売媒介者」とは、情報通信網（「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による情報通信網をいう）を通じて商品の譲渡、引渡し又は譲渡・引渡しの目的の展示等（以下「商品販売等」という）に関する情報を提供し、又は商品販売等を行う者に対し仮想の場所を提供する者であつて、その提供に関する管理及び統制が可能な者をいう。

第 6 章に第 114 条の 2 及び第 114 条の 3 をそれぞれ次のように新設する。

第 114 条の 2（商標権等侵害の有無のモニタリング）① 知識財産処長は、オンライン上の商品取引において商標権又は専用使用権の侵害行為が発生しているかを確認するため、オンラインモニタリングを実施することができる。

② 知識財産処長は、大統領令で定める専門機関を指定し、オンラインモニタリングを行わせることができる。

③ 大統領令で定める規模以上のオンライン商品販売媒介者は、商標権または専用使用権の侵害予防のため、商品販売等に関する掲載物について定期的にモニタリングを行い、その結果を知財庁長官に提出しなければならない。

④ 知識財産処長は、第 3 項に基づき提出されたモニタリング結果に本法違反の事実があると認める場合、オンライン販売仲介者に対し、当該商品又はサービスに関する情報の削除、アクセス経路の遮断等の必要な措置を請求することができる。この場合、請求を受けた者は正当な理由がない限りこれに従わなければならない。

⑤ 第 3 項によるモニタリングの内容、提出周期・方法等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 114 条の 3（情報システムの構築・運営等）① 知識財産処長は、第 114 条の 2 によるモニタリング結果を体系的・効率的に管理し、侵害行為の取締り等に効果的に活用するための情報システムを構築・運営することができる。

② 特別司法警察管理官（「司法警察管理官の職務を執行する者とその職務範囲に関する法律」第 5 条第 38 号に基づき指名された公務員をいう）は、その職務を執行する上で必要と認めるときは、第 1 項に基づく情報システムを利用することができる。

③ 第 1 項及び第 2 項に基づく情報システムの構築・運営、特別司法警察管理者の
情報システム利用の手続・範囲等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 237 条第 1 項及び第 2 項をそれぞれ第 2 項及び第 3 項とし、同条に第 1 項を次のように新設し、同条第 3 項(従前の第 2 項)中「第 1 項に」を「第 1 項及び第 2 項に」とする。

① 第 114 条の 2 第 3 項に違反してモニタリング結果を提出せず、又は虚偽の提出をしたオンライン商品販売媒介者には、500 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

附 則

この法律は、公布後、起算して 6 か月を経過した日から施行する。

1-5 【公布】「特許料等の徴収規則」の一部改正令(総理令第 2098 号)

電子官報(2026.2.27.)

総理令第 2098 号

特許料等の徴収規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2026 年 02 月 27 日

国務総理 ㊟

特許料等の徴収規則の一部改正令

特許料等の徴収規則の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項第 1 号イ 1)ただし書及び同号ロ 1)ただし書中の「加算する」をそれぞれ「加算するが、国際商標登録出願に対する拒絶決定不服審判の場合は加算しない」とし、同項第 3 号に後段を次のように新設する。

この場合、超過する指定商品に応じて加算される請求料は金額算定から除外する。

第 8 条第 5 項前段中「納付しなければならない」を「納付すべきである」とし、同項後段中「電子文書により」を「電子文書で」に、「2026 年 12 月 31 日」を「2029 年 12 月 31 日」に、「納付しなけ

なければならない」を「納付すべきである」とする。また、同条第 7 項各号以外の部分本文中「納付しなければならない」を「納付すべきである」とし、同項各号外の部分ただし書中「しなければならない」を「すべきである」とし、同項第 1 号前段中「納付しなければならない」を「納付すべきである」とし、「納付しなければならない」を「納付すべきである」とし、同号後段中「電子文書によって」を「電子文書で」とし、「2026 年 12 月 31 日」を「2029 年 12 月 31 日」とし、「納付しなければならない」を「納付納付すべきである」とし、同条第 12 項前段中「インターネット振込等の情報通信網を利用した電子的手段で納付するか、別紙第 1 号の 2 様式に記載事項を記入して現金で納付しなければならない」を「次の各号のいずれかに該当する手段で納付すべきである」とし、同項後段中「情報通信網を利用した電子的手段で納付した者に対しては」を「第 2 号から第 4 号までの手段で納付した者に対しては」とし、同項に各号を次のように新設し、同条第 13 項中「第 12 項に基づき」を「第 12 項第 2 号から第 4 号までの規定による」とする。

1. 現金、この場合、別紙第 1 号の 2 様式に記載事項を記入して納付しなければならない。
 2. 「電子金融取引法」第 2 条第 19 号に基づく電子支払決済代行を行う機関のうち、知識財産
処長が指定した機関を通じて処理される次の各目の一に該当する決済手段
 - イ. 「与信専門金融業法」第 2 条第 3 号に定めるクレジットカード又は同条第 6 号に定める直
払カード
 - ロ. 「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第 2 条第 10 号に定め
通信課金サービス
 - ハ. 「電子金融取引法」第 2 条第 8 号に定める電子的装置を利用した口座振替
 3. 「国庫金管理法」第 36 条第 1 項及び第 2 項に基づき国庫金の出納事務を扱う金融会社等
のうち、知識財産処が指定した機関が提供する仮想口座
 4. 「民法」第 32 条に基づき、金融委員会の許可を受けて設立された金融決済院が提供する振
替またはインターネット振替第 8 条に第 20 項を次のように新設する。
- ⑳ 第 12 項第 2 号に基づく電子支払決済代行を行う機関の指定・運営、具体的な納付代行手

数料等電子支払決済代行に必要な事項は、知識財産処長が定める。

別表4の免除対象欄に第6号の3を次のように新設する。

6の3. 「義士傷者等の礼遇及び支援に関する法律」第2条第4号に基づく、義士傷者、第5号に基づく義死者遺族及び第6号に基づく義傷者家族

別表6第3号イ・ロの減免期間欄中の「2026年2月28日」を「2029年2月28日」とする。

附 則

この規則は、2025年11月28日から施行する。

◇改正理由及び主な内容

他人の生命・身体又は財産を救うために死亡又は負傷した者及びその遺族又は家族に対する礼遇のため、義死者・義傷者、義死者遺族及び義傷者家族を特許料、登録料及び手数料の免除対象に追加し、職務発明報酬及び知的財産経営認証企業の能力強化のため、職務発明報酬優秀企業、知的財産経営認証中小企業・中堅企業に対する特許料及び登録料の一時的な減免期限を2026年2月28日から2029年2月28日まで3年間延長し、電子文書発行促進のため、特許証、実用新案登録証、意匠登録証及び商標登録証の電子文書発行に伴う手数料減免期限を2026年12月31日から2029年12月31日まで3年間延長する一方、国際商標登録出願に対する拒絶決定の不服審判請求料には指定商品超過に伴う、加算料が賦課されないことを明確化し、特許料・登録料・手数料及び登録免許税等の電子的納付手段としてクレジットカード、直払カード及び通信課金サービスなどを追加で明示するなど、現行制度の運営上現れた一部不備点を改善・補完しようとするものである。

関係機関の動き

2-1 2025 年産業財産の情報活用における実態調査の結果を発表

韓国知識財産処(2026.2.2.)

-2025 年産業財産情報の活用実態調査の結果発表 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、産業財産情報の活用、サービス開発、専門人材および政策支援の需要などを体系的に把握するため、初実施した「2025 年産業財産情報の活用実態調査」の結果を発表した。

今回の調査は、「産業財産情報の管理および活用促進に関する法律(2024. 8. 施行)」に基づき、産業財産情報の活用促進のための政策立案の基礎資料を確保するため、企業・大学・公的研究機関(以下、「公的研」)など産業財産情報を利用する企業・機関と、これらの企業・機関を対象にサービスを提供する情報サービス企業を区分し、2025 年 7 月から 11 月までの 4 ヶ月間実施した。

※ 調査項目は重要度順に最大 3 つまで重複投票可能

<産業財産情報活用企業・大学・公的研究機関の主な調査結果>

産業財産情報を活用する企業・機関を対象とした調査結果を見ると、企業と大学・公研機関のいずれも、研究開発の方向性を設定、重複研究の防止、権利化戦略の立案などのために産業財産情報を主に活用*していることが明らかになった。特に、大学・公的研究機関は企業に比べ、技術移転およびライセンス目的で産業財産情報をより積極的に活用していることが確認された。これは有望な研究分野を探索し、技術移転のための事業性があるかどうかを把握するためと見られる。

* (企業) 新事業・技術戦略の策定(49.4%)、出願および権利化(44.1%)、研究開発の方向性を設定(40.6%)

** (大学・公的研究機関) 出願および権利化(67.6%)、技術移転・ライセンス供与(55.9%)、研究開発の方向性を設定(40.6%)

また、企業・機関ともに政府が提供する産業財産情報関連 DB(以下「韓国国内公共 DB」)を活発に利用していることが明らかになった。企業・機関が韓国国内公共 DB を活用し、より有益な情報や戦略などを得られるよう、官民が協力して高付加価値情報サービスを開発・提供することが極めて重要であると言える。

また、今回の実態調査によると、企業と機関は産業財産情報を活用できる専門人材の不足とデータ活用能力の不足の問題に直面しているため、新規専門人材の育成と既存人材に対する再研修支援の強化が急務であると把握される。さらに、カスタマイズされたデータ、計算資源（GPU、クラウドサービスなど）といった産業財産情報を活用できる基盤環境の支援が必要である点も確認できた。

*（企業）専門人材不足(44.5%)、データ活用能力不足(35.9%)、カスタマイズ情報不足(29.2%)

**（大学・公的機関）専門人材不足(44.4%)、カスタマイズ情報不足(40.8%)、データ活用能力不足(40.5%)

<知的財産情報サービス企業の主な調査結果>

知的財産情報サービス企業は主に中堅・中小企業顧客（46.5%）で売上を上げていることが明らかになった。利用者は情報検索・分析サービスなどへの需要が高く、今後は人工知能（AI）技術を適用してこれらのサービスを高度化できるよう積極的な支援が必要と判断される。

*（ユーザー）中堅・中小企業(46.5%)、小規模事業者・個人(17.4%)、大手企業(12.1%)、大学・公的機関(9.8%)

**（売上）情報検索・分析(68.7%)、戦略・コンサルティング・価値評価(18.8%)、データ管理・システム構築等(7.8%)

***（AI 導入）翻訳(53.5%)、検索(51.2%)、技術・市場分析(38%)、権利化支援(34.6%)

また、知的財産情報サービス企業は人件費負担（62.3%）、収益構造の不安定（40.2%）、技術導入費用負担（31.8%）などに直面しており、これを解消するためには創業に集中した支援政策を創業後の事業安定化段階まで拡大して支援すべきと考えられる。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「今回の実態調査結果を綿密に分析し、導き出された改善事項を知的財産情報サービス産業育成のための政策立案に積極的に反映する予定」とし、「これを活用し韓国企業が実感できる政策的・制度的な改善が実現できるよう最善を尽くす計画」であり、今後は「著作権、新知的財産権分野など知的財産権の全般について把握していく」と述べた。

一方、2025 年産業財産情報の活用実態調査に関する結果は、知識財産処ウェブサイト（www.moip.go.kr）*で確認できる。

* 知識財産処ウェブサイト > 冊子/統計 > 刊行物 > 政策業務、研究報告書

- フィジカル AI などで優先審査分野を拡大 -
- 審査待機期間を 14 ヶ月に短縮および優先審査終結期間を短縮 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、韓国企業の迅速な技術競争力の確保と海外進出の活性化を支援するための「2026 年特許審査処理計画」を確定・発表した。本計画は、フィジカル AI など、韓国企業が強みを持つ先端技術分野を優先審査対象に拡大編入し、全体平均の審査待機期間*も 14 ヶ月(2026 年 12 月末時点)に短縮することを骨子とする。

* 審査請求後、審査官による最初の審査意見(First Office Action)が通知されるまでに要する期間

<フィジカル AI・バイオ分野への優先審査拡大および輸出企業支援拡充>

人工知能(AI)ニューラルネットワークなど AI 分野で限定的に適用されていた優先審査対象が、韓国の強みであるフィジカル AI まで拡大され、合成生物学などのバイオ技術も優先審査の対象に編入される(2026.2)。

また、「輸出企業支援」のため、昨年試験を実施した輸出促進および先端技術の超高速審査を拡大し、輸出促進分野に適用していた出願人当たり申請件数の制限も廃止した。(2026.1)

これにより、輸出企業やフィジカル AI などの先端技術出願の審査待機期間が画期的に短縮される見込みである。

* 審査待機期間(2025 年):(全体平均)14.7 ヶ月 vs (優先審査)2.1 ヶ月 vs (超高速審査)1 ヶ月以内

<審査官の増員と審査支援事業の拡大による特許審査待機期間の短縮>

知識財産処は急増する特許出願に対応するため、今年 AI、モノのインターネット(IoT)、コンピュータなどの先端分野を中心に審査官 34 名を追加採用する予定である。過去 3 年間で 165 名を増員したのに続き、継続的に人員を増員し、審査の品質と速度を同時に確保する計画だ。先行技術調査事業の予算も前年比 19.9%増の

399 億ウォンで編成した。これにより、全体の審査待機期間が昨年の 14.7 ヶ月から今年は 14 ヶ月まで短縮されると見込まれる。

* (2023 年) 半導体 30 名、(2024 年) 二次電池など 75 名、(2025 年) AI・バイオ・先端ロボット 60 名

また、審査終結期間*の短縮のため、優先審査に限り出願人の意見に対する審査官の検討期限を半減(4 ヶ月→2 ヶ月)し、出願人の迅速な特許権の確保を積極的に支援する方針である。

* 特許が審査請求された時点から登録・拒絶決定など最終決定されるまでの期間

〈特許顧客とコミュニケーションを図る審査体制の強化〉

迅速な審査だけでなく、正確な審査のため出願人とコミュニケーションする審査も拡大する。出願人が拒絶理由に対応し、審査官と意見交換する補正案レビュー・再審査面談の回数制限を緩和し、追加議論が必要な場合 1 回追加で利用可能となる。また、従来は面談申請日から 2~3 週間以内にのみ面談が可能であったが、積極行政の一環として面談可能な期間を拡大*し、柔軟に面談を進められるようになる。

*「面談申請日から 1 週間後～補正書提出期間の満了日」まで面談実施可能

特許顧客の意見を政策と審査に反映するための現場コミュニケーションも拡大される。知識財産処は昨年 1 年間、産業界・研究機関など現場の声を基に策定した「技術主導成長のための特許審査サービス革新方策」を今年の上半期中に発表する予定であり、今年も現場の意見を審査政策に積極的に反映していく方針である。

韓国知識財産処のチョン・ヨヌ特許審査企画局長は「技術主導成長による大躍進のため、韓国企業が高品質の特許権を迅速に確保できるよう支援し、産業特性を考慮した特許審査制度を整えるべく、現場と緊密に連携し継続的に取り組んでいく」と述べた。

2-3 知的財産出願の第一歩、カスタマイズ研修で手軽に始めよう

韓国知識財産処(2026.2.02.)

- 「カスタマイズ型の特許情報検索・電子出願研修」、「知的財産権の招待研修」2 月 1 日より申込受付を開始 -

- 基礎的な知的財産理論から「特許マップ」活用戦略まで段階別カスタマイズ研修を提供 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、予備出願者の知的財産出願における専門性を強化するため、2月1日の日曜日より、①カスタマイズ型の特許情報検索および電子出願研修と②知的財産権の招待研修に参加する申請者を募集すると発表した。

〈①カスタマイズ型の特許情報検索および電子出願研修〉

「カスタマイズ型の特許情報検索および電子出願研修」は、中小企業、公的機関、大学など5人以上の団体を対象に、現地訪問またはリアルタイムオンラインを活用して、機関の特性に合わせて実施する研修プログラムである。

研修は機関のニーズに応じて幅広く選択できるよう、基礎課程(知的財産入門)から基本課程(特許情報の検索および電子出願)、深層課程(海外特許情報の検索、海外電子出願、特許マップ)、特化課程(農業活用の知的財産権)まで合計11科目で構成されている。特に2025年下半期の積極行政の一環として新設された「特許マップ」研修では、特許データを収集・分析し可視化する過程により、最新の技術動向を把握し、有望技術を先取りする専門性を養うことができる。

上半期の研修に参加を希望する団体は、2月1日の日曜日から2月28日の土曜日までに申請書を作成し、電子メール*で申請すればよい。研修は今後、個別機関との日程調整を経て6月までに実施される予定である。

* pygmalion100@kipi.or.kr, hohohoi88@naver.com

「知的財産権の招待研修」は、知的財産に関する基礎理論から電子出願実務まで、専門家サポートなしに単独で電子出願を行いたい個人の出願人に対し、出願の要領を教える研修プログラムである。

本研修では、特許・商標・意匠など各権利別の特性に合った情報検索・電子出願方法に加え、著作権、営業秘密保護・紛争調停制度に関する研修も提供する。

上半期の招待研修は対面・非対面研修を各2回ずつ、合計4回にわたり実施される。第1回非対面研修は2月27日の金曜日開催され、参加を希望する個人は2月1日の日曜日から2月24日の火曜日まで申請サイト*にて申し込むことができる。

* 申請サイト : <https://naver.me/lxKpXdAC>

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「知的財産権は創造的なアイデアを保護し、国家競争力を牽引する中核エンジン」とし、「基礎研修から特許マップを活用した高度化された戦略研修まで充実して運営し、韓国の企業と国民が高品質の知的財産を創出できるよう積極的に支援する」と述べた。

一方、研修申請に関する詳細は、知識財産処ウェブサイト*で確認でき、韓国特許情報院出願支援研修担当者(02-6915-1551)へ電話問い合わせも可能である。

* 知識財産処ウェブサイト(www.moip.go.kr)>お知らせ>お知らせ事項

2-4 韓国知識財産処、政府初となるオンラインシステムに韓国型量子耐性暗号の実証的適用を推進

韓国知識財産処 (2026.2.3.)

- 量子コンピューティングの脅威に備え、国家の中核的な知的財産情報の保護体系を先制的に転換 -
- 国家情報院・国家保安技術研究所と協力し、今年末までに段階的に推進 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、政府と国民の知的財産情報の活用を促進に向けた「知的財産情報分析プラットフォーム (IPOP、2027年2月サービス予定)」への韓国型量子耐性暗号の実証的な適用を推進することとし、2月3日の火曜日、10時30分に知識財産処ソウル事務所(ソウル江南区)で国家情報院などとともに関係機関合同で会議を開催したと明らかにした。

・知的財産情報分析プラットフォーム* :特許等の知的財産情報(データ)を統合・加工し、統計・動向を分析、戦略立案、政策意思決定および国民の知的財産情報の活用を支援するためのシステム

* (IPOP, IP One Portal) 知的財産(IP)情報と各種機能(分析、検索、統計等)を一つ(One)のポータルで閲覧

・量子耐性暗号(Post-Quantum Cryptography, PQC) :量子コンピューティングのサイバー脅威にも安全な技術。国家情報院は2021年から国家セキュリティ技術研究所、量子耐性暗号研究団と協業し、「量子耐性暗号国家公募展」を活用して韓国型量子耐性暗号(KpqC)アルゴリズムを選定

・PQC標準対応特許動向(IP5、1997~2024.6) :韓国(101件)は2位の米国(48件)の2倍以上の出願量を記録し、世界中のPQC特許確保競争で最も攻撃的な動き

- (1位) 韓国 101 件 > (2位) 米国 48 件 > (3位) 英国 27 件 > (4位) オランダ 14 件 > (5位) 中国 11 件 の順

今回の実証適用は、量子コンピューティング時代の到来に伴う、新たなセキュリティ脅威が懸念される中、国家の中核的な資産である知的財産データを安全に保護し、次世代量子セキュリティへの転換を先制的に準備するためである。

また、①国家全体の量子耐性暗号移行マスタープラン(2023.7)と②国家全体の量子耐性暗号体系移行総合推進計画(2025.9)に基づき、政府機関が保有するオンラインシステムに KpqC を適用する初の事例として、国家全体のセキュリティ高度化を加速させる決定的な道しるべになることが期待される。

本会議には、韓国知識財産処、国家情報院、国家保安技術研究所、韓国特許情報院、韓国特許技術振興院が参加し、①国家保安技術研究所が「国家規模の量子耐性暗号移行計画および今後の課題」、②韓国特許技術振興院が「量子耐性の暗号標準対応の特許動向」、③韓国特許技術振興院が「知的財産情報分析プラットフォームの紹介および KpqC 適用方策」を発表した。

知識財産処が本事業の主管機関として、知識財産情報分析プラットフォームに対する KpqC の①適用モデル分析・設計(26年第1四半期)、②実証適用(26年第2四半期)、③転換戦略策定(2026年第3四半期)など全過程を体系的に推進し、国家情報院がセキュリティ対策および暗号転換の助言を、国家保安技術研究所が技術検証および実証を支援するなど、機関間の緊密な協力で事業を推進する予定である。

また、本イベントの結果は、知識財産処と国家情報院が共同で深層分析を経て、最適な適用モデルと技術規格などの高付加価値の成果物として具体化し、これを今後、国家・公的機関が量子耐性暗号へ移行する際の標準リファレンスモデルとして活用できるよう支援する計画である。

知識財産処は今後構築される次世代知識財産行政システム(IPNEX)*など他のシステムにも KpqC 適用を拡大し、知的財産における行政全体のセキュリティ体系を量子セキュリティ中心に強化する方針である。

* AI 基盤の知能型審査と中断のない安定的なサービスを提供する高度化された知的財産インフラで、NEX は Next(次世代) Nexus(統合) X(転換)などを意味

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「今回のビジネスは知識財産処が主導して政府オンラインシステムに KpqC を適用する初の事例であるだけに、国家・公的機関の暗

号体系転換における先導的標準モデルの構築に貢献するだろう」とし、「政府の先導的な実証努力が民間部門の技術革新を促進し、韓国企業がグローバル競争力を備えることに肯定的な波及効果をもたらすことを期待する」と強調した。

最後に「これにより国家のサイバーセキュリティ技術主権を確固たるものとし、セキュリティの専門性を一段階格上げするにあたり、知識財産処が先頭に立つ」と述べた。

2-5 K-バイオ、特許戦略でグローバル市場をリード

韓国知識財産処 (2026.2.4.)

- 韓国知識財産処、RNA ベース遺伝子治療剤の先導企業アルギノミクスを訪問 (2.4) -
- 先端バイオ分野におけるグローバル的に圧倒的な優位性戦略技術の確保に向けた知的財産戦略を議論 -

【関連国政課題】28. 世界をリードするネクスト(NEXT)戦略技術を育成

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は2月4日の水曜日14時、RNA ベースの遺伝子治療剤開発をリードする株式会社アルギノミクス(京畿道城南市)を訪問し、先端バイオ分野における中核技術の確保状況を点検するとともに、グローバル市場での競争力強化に向けた知的財産戦略の支援策について協議する。

アルギノミクスは、疾患誘発 RNA を治療用 RNA に置換する「RNA 編集酵素 (Trans-splicing ribozyme)」基盤プラットフォーム技術と「自己原形化 RNA」技術を保有する先端バイオ企業であり、既存の技術に比べ安全性と安定性を強化した次世代遺伝子治療剤を開発している。特に、最近ではグローバルビッグファーマであるイーライリリー (Eli Lilly) と約 1 兆 9 千億ウォン規模の技術移転契約を締結し、グローバル市場で技術力を認められている。

また、中核・基盤技術の確保および保護のために、韓国国内外で合計 73 件 (2026. 1 月時点) の特許を確保するなど、知的財産を基盤とした市場戦略を積極的に推進しており、知識財産処の知的財産権基盤にした研究開発戦略の支援事業 (知的財産-研究開発戦略支援事業) を 2022、2024、2025 年に支援を受け、「自己原形化 RNA」技術に関連する基盤特許を確保し、特許ポートフォリオを体系的に構築してきた。

知識財産処は、特許による莫大な収益創出と市場独占が可能なバイオ市場において、知的財産権戦略が特に重要であると認識し、毎年バイオ分野に対する知的財産-研究開発戦略の支援

事業を重点的に推進している。今年も K-バイオのグローバル飛躍を支援するため、100 社以上の企業および研究機関を支援する計画である。

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は「先端バイオ産業において特許は技術競争力そのものであり、グローバル市場進出の中核手段である」とし、「韓国の革新バイオ企業がグローバル市場で圧倒的な競争力を確保できるよう、現場中心の知的財産支援政策を一層強化していく」と述べた。

2-6 韓国知識財産処、中東で K-知的財産の拡散に拍車

韓国知識財産処(2026.2. 4.)

- サウジアラビア・湾岸協力理事会・UAE と人工知能・金融・知的財産保護など協力強化 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 2 月 1 日の日曜日から 3 日の火曜日、現地でサウジアラビア知的財産総局、湾岸協力会議(GCC)*特許庁、アラブ首長国連邦(UAE)経済観光省と相次いでハイレベル会談を開催し、中東地域における AI・金融・知的財産保護などの分野で知的財産協力拡大の方策を模索した。

* GCC 加盟国: サウジアラビア、UAE、カタール、オマーン、クウェート、バーレーン

韓国知識財産処ク・ヨンミン次長職務代理はまず 2 月 1 日の日曜日、午前 10 時にサウジアラビア・リヤドにおいて、サウジアラビア知的財産総局の次長との会談を行い、AI・金融・知的財産保護分野における政策協力、審査官の研修および審判協力の方策について議論した。特に両国の専門家交換プログラムと世界知的所有権機関(WIPO)協力基金を活用した共同活動に関する協力方策について意見を交換した。

続いて、ク・ヨンミン次長職務代理は同日午後 1 時 30 分、サウジアラビア所在の湾岸地域の知的財産分野地域機関である GCC 特許庁のアフマド・アルマシャディ長官と会談し、特許データ交換、特許審査制度、知的財産金融・保護および研修協力などを含む、知的財産分野の包括協力覚書を年内に締結することで合意した。また、特許優先審査ハイウェイ(PPH)に関する覚書の締結について原則合意した。PPH 覚書が締結されれば、韓国企業は韓国特許を基に GCC 特許庁で迅速な審査を受けられるため、中東市場の進出過程における時間と費用負担が大幅に軽減されると期待される。

* 特許審査ハイウェイ(PPH、Patent Prosecution Highway): 同一の発明を韓国と相手国特許庁にそれぞれ出願した後、一国で特許登録を受けた場合、これを相手国に提出し、優先審査を受けられる制度

また、ク・ヨンミン次長職務代理は、昨年 11 月に韓・UAE 首脳臨席のもと締結された知的財産深化協力に関する覚書の後続措置として、2 月 3 日の火曜日、午後 1 時ドバイにて UAE 経済観光省の知的財産担当次官補と会談し、知的財産の金融および模倣品取締のための AI 応用技術に関する協力案を議論した。特に、知識財産処の審査官の追加派遣についても合意した。

一方、ク次長職務代理は 2 月 4 日の水曜日、午前 11 時 35 分にドバイ所在のジュメイラ ミナ アサラムホテルにおいて UAE が主催する世界政府サミットの機会に開催される「未来経済公開討論会」に出席し、革新クラスター構築に向けた知的財産の役割について発表する。

ク・ヨンミン次長職務代理は「中東地域の主要機関との協力強化を基盤に、韓国企業の知的財産保護と海外出願の利便性を向上させ、知的財産を活用したグローバル進出を体系的に支援していく予定」と述べた。

2-7 世界知的所有権機関(WIPO)、韓国人材の採用に乗り出す

韓国知識財産処(2026.2.4.)

- WIPO 人事局長が訪韓、採用説明会および懇談会を開催 -
- 知的財産有識者および弁理士を対象に国際機関の進出戦略を共有 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization、以下 WIPO*)および大韓弁理士会と共同で、2 月 3 日の火曜日 14 時、大韓弁理士会館(ソウル市瑞草区)において、韓国の優秀な知的財産人材の国際舞台進出拡大のための採用説明会を開催したと発表した。

* WIPO(World Intellectual Property Organization): 国連傘下の知的財産分野の国際機関

本説明会には WIPO のアデレード・バルビエ(Adelaide Barbier)人事局長が韓国を訪問し、WIPO の人事政策を直接紹介した。韓国国内の弁理士や知的財産分野の有識者、関連分野の専攻者など約 100 名が参加し、高い関心を示した。WIPO 側は WIPO の職務構造と採用手続き、国際機関の勤務環境および福利厚生などを紹介し、韓国人材の積極的な応募を呼びかけた。

説明会に先立ち、バルビエ人事局長は韓国発明振興会、韓国知識財産協会、韓国ソフトウェア著作権協会などの関連団体関係者との懇談会を持ち、韓国の知的財産人材の国際機関の進出拡大方策について議論した。

韓国知識財産処のシン・サンゴン知識財産保護協力局長は「韓国は知的財産大国として革新を主導しており、韓国有識者の専門性は既に国際的水準に達している」とし、「有能な知的財産の

有識者が WIPO のような国際機関に進出し、グローバル知的財産のエコシステムを設計する中核的な役割を果たせるよう積極的に支援する」と述べた。

2-8 K ブランド保護のため、「韓国・ASEAN 間常設協議体」の新設に動き出す

韓国知識財産処(2026.2.5.)

- 「ブルダックポックムミョン、釜山おでん」など「商標先取り」防止のための審査協力体制の構築を目指す -
- インドネシア・ベトナムの知的財産当局、ASEAN 事務局と相次ぐ会談 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、ASEAN 域内における K-ブランドの保護強化のため、インドネシア(2月2日)とベトナム(2月4日)の知的財産当局および ASEAN 事務局とハイレベル会談を行ったと発表した。

本会談は、2027年に開催予定の「韓国・ASEAN 商標専門家会合」に向け、ASEAN 内で影響力の大きい主要国を事前に説得し、協力基盤を固めるために推進された。

これまで「ブルダックポックムミョン」や「釜山おでん」など韓国の代表ブランドが海外で現地人による無断先占を受けた後、遅れて無効訴訟などの紛争で取り戻す事例があったが、これは企業に多大な時間と費用負担をもたらしてきた。

こうした問題を根本的に解決するためには、登録後の対応よりも、商標審査官が審査段階で他国の著名商標情報を認識し、審査に参考とする予防的措置が不可欠である。

知識財産処代表団は、先月 2月2日の月曜日に、インドネシア知的財産権総局(DGIP)と ASEAN 事務局(ASEC)、2月4日の水曜日にベトナム国家知的財産庁(IP Vietnam)を相次いで訪問し、実務協議を行った。

この席で韓国側は K-ブランド無断先占の実態の深刻性を共有し、これを解決するための根本的な方策として「韓-ASEAN 商標専門家会合」の設立を提案した。

インドネシアとベトナム、ASEAN 事務局側は、自国内でも問題となっている知的財産権保護問題の解決には韓国との緊密な協力が不可欠であることに同意し、2027年の「韓国・ASEAN 商標専門家会合」の成功裏の開催に向け、今後具体的な実務協議を継続することで合意した。

韓国知識財産処のイ・チュンム商標デザイン審査局長は「今回のインドネシア・ベトナム訪問は、ASEAN 地域における韓国企業のブランド価値を守るための積極行政の第一歩」とし、「2027 年の韓国-ASEAN 商標専門家会合が滞りなく発足し、韓国企業が安心して輸出できる環境を整えるために最善を尽くす」と述べた。

2-9 韓国知識財産処、2026 年度第 1 学期における知的財産学の単位銀行受講生を募集

韓国知識財産処 (2026.2.5.)

- 韓国知識財産処、2026 年度 1 学期 知的財産学 単位銀行受講生を募集 (2.5~23) -

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン処長) 国際知的財産研修院は、韓国発明振興会と共同で 2 月 5 日の木曜日 から 23 日の月曜日まで、知的財産学の単位銀行課程のオンライン受講生を募集する。

今学期 (第 1 学期) の授業は 3 月 3 日の火曜日 から約 15 週間行われる。1 学期には特許法、意匠保護法など合計 12 科目が開設され、1 人あたり最大 7 科目 (総 21 単位) まで受講可能。受講申込は知的財産学の単位銀行サイト (<https://cb.ipacademy.net>) で可能で、先着順で募集する。

本課程は、知的財産に関連する法・制度、知的財産の創出・管理戦略など、知的財産全般の実務専門性を養成できるオンライン学士学位課程である。最近、人工知能 (AI)、半導体などの技術革新が加速する中、知的財産の戦略的な価値がさらに重要となり、知的財産専門性を備えた人材への需要が着実に増加している。これに伴い、知的財産学の単位銀行課程は実務型専門家として成長できる体系的な学習機会を提供している。

高等学校を卒業、またはそれ以上の学歴を持つ国民であれば誰でも無料で受講でき、学位授与要件*を満たした場合、教育部長官名義で「知的財産学士」学位を取得できる。

* (4 年制大学卒) 48 単位 (専攻)、(高卒・短期大学卒) 140 単位 (専攻 60 単位+教養 30 単位+一般科目 50 単位)

知識財産処は大学生の単位を代替する単位交換プログラムを併せて実施する。知識財産処と協定を結んだ大学の在学学生は、知的財産学の単位銀行で修了した科目を所属大学で単位として認定される。今学期は忠南大学、全北大学など 11 大学*と単位交換を行う。

*カトリック 関東大学、建陽大学、慶一大学、啓明大学、東明大学、全北大学、済州大学、忠南大学、春海保健大学、漢拏大学、韓世大学

国際知識財産研修院のチェ・インソン教育企画課長は「知的財産は未来産業を主導する中核資産」とし、「知的財産学の単位銀行制を活用してより多くの国民が知的財産専門家の夢を実現できるよう教育運営に最善を尽くす」と述べた。

なお、詳細な事項は知的財産学単位銀行制ウェブサイト (<https://cb.ipacademy.net>) または韓国発明振興会 (02-3459-2765) に問い合わせればよい。

2-10 韓国知識財産処、フランス産業財産庁と知的財産最高レベル会議及びラウンドテーブル開催

韓国知識財産処 (2026.4.18.)

- 韓国知識財産処、フランス産業財産庁と知的財産最高レベルの会議およびラウンドテーブル開催 -

(キム・ヨンソン処長) は 2 月 5 日の木曜日、韓国・フランス国交樹立 140 周年を記念し、在韓フランス大使館(ソウル市西大門区)において、フランス産業財産庁 (INPI*) と知的財産最高レベルの会議を開催し、人工知能 (AI) ・金融・保護など知的財産分野における協力強化策を議論したと発表した。

* National Institute of Industrial Property

韓国知識財産処のキム処長とフランス産業財産庁のパスカル・フォーール (Pascal FAURE) 長官は ①審査官交流、AI 活用発明に関する審査ベストプラクティスの共有など審査制度協力、②知的財産における金融支援政策の共有、③模倣品およびオンライン侵害防止のための知的財産保護・執行強化などの協力案を議論し、具体的な実施案を盛り込んだ 2026 年業務計画 (Work Plan) に署名した。また両国は、AI 活用発明の審査基準、知的財産保護・執行分野の情報交換など両国の共同関心を反映した知的財産における包括協力覚書 (MOU) を年内に更新締結することで合意した。

会談後には「AI 時代の革新を支える知的財産制度の役割と未来戦略の模索」をテーマに「Franco-Korean IP Day Roundtable」を開催した。今回のラウンドテーブル会議には、キム処長、パスカル庁長、駐韓フランス大使をはじめ、弁理士会、両国企業などから 60 余名の知的財産専門家が参加し、AI 時代を迎えた知的財産の課題、新たな機会および役割、進むべき方向などについて議論した。

知識財産処キム・ヨンソン処長は「韓国とフランスの国交樹立 140 周年を迎え、両国が知的財産分野で協力を強化することになったことを意義深く思う」とし、「知識財産処は AI 時代における韓国企業の革新成長を支援するため、今後もグローバル協力をさらに拡大していく」と述べた。

2-11 韓国知識財産処、知的財産権の虚偽表示の繰り返し違反に強力に対応に乗り出す

韓国知識財産処 (2026.2.9.)

- 虚偽表示における計画の再調査を実施し虚偽表示の違反事例 1,263 件を摘発 -
- 昨年摘発された虚偽表示製品 10 個中 3 個以上が再流通 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、知的財産権の虚偽表示で摘発された販売者 2,507 名(2025 年)を対象に、同一製品を再流通(プラットフォーム乗り換えなど)した事例について集中的に調査した結果(2025.10.21.~12.8.)、同一製品を再流通させた 86 名(3.4%)など 1,263 件を摘発したと発表した。

今回の再調査は、2025 年 1 月から 9 月末までに「虚偽表示通報センター」へ通報された、または企画調査を通し、摘発された上位 193 製品・販売者 2,507 名を対象に実施した。虚偽表示の再発の有無と同一販売者の再違反行為を重点的に点検し、単一企画調査としては過去最多となる合計 1,263 件(71 製品、販売者 702 名)の虚偽表示違反事例を摘発し、是正措置を講じた。

* 虚偽表示企画調査摘発件数(直近 3 年/件) :

(2023) 学習用品 677、化粧用品 706、健康機能食品 503、防寒用品 641

(2024) 清掃用品 367、ペット用品 291、安全用品 323、車用品 276

(2025) 幼児用品 836、台所用品 444、インテリア用品 479

<摘発された販売者が同一製品を再流通: 86 名で全体の 3.4%>

昨年摘発された販売者 2,507 名のうち、是正措置後も同一製品を再流通させた販売者は 86 名(3.4%)であり、摘発件数は 236 件であった。侵害された権利としては特許権(39.8%、94 件)が最も多く、侵害類型としては消滅した権利を依然として表示(89.0%、210 件)した事例が最も多いことが明らかになった。[別添 1]

<虚偽表示製品 10 個中 3 個以上が再流通、摘発の死角地帯依然存在>

摘発された製品(193 件)が新規販売者により再流通した事例は 67 製品、1,027 件に上った。代表的な侵害権利は特許権(67.6%、694 件)、侵害類型では消滅した権利を依然として表示(68.5%、704 件)した事例が最も多かった。[別添 1]

〈虚偽表示の再発防止に向け、原投稿への直接制裁など取り締まり強化計画〉

オンライン上の虚偽表示は、取り締まり時点で存在する関連投稿の全てを検出し、制裁する物理的な限界があり、虚偽表示画像が原投稿から多数複製・拡散される構造のため、個別投稿の制裁だけでは虚偽表示の再発を阻止できないことが今回の調査で明らかになった。

知識財産処は、原投稿(文章・画像)を管理するオンラインプラットフォームとの協力により、これを直接制裁する方式で取り締まり体制を強化する計画だ。また今後は、虚偽表示違反歴のある案件をデータベース化し、一度でも違反した表示(画像・文言)が再掲載された場合に常時検知・管理する人工知能(AI)ベースのモニタリングシステム導入を推進し、虚偽表示取り締まり体制を高度化する予定である。

これと並行して、販売者の違反履歴を体系的に管理し、再違反回数に応じた段階的制裁体制の導入を推進し、虚偽表示取り締まりの実効性を強化する計画である。これに伴い、今回の再調査で虚偽表示が摘発された件数上位の販売業者 5 社(大型販売業者)については、知識財産処が直接行政調査に着手し、着実に調査する予定だ。

* (1 段階) 改善指導 → (2 段階) 違反回数に応じた警告 → (3 段階) 知識財産処による行政調査 → (4 段階) 重大・常習違反者の場合、刑事告発(3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金)

韓国知識財産処のシン・サンゴン知識財産保護協力局長は「今回の再調査は、虚偽表示の制裁方式が事後取り締まり中心から常時管理中心へ転換されるべきであることを示した」とし、「知識財産処は持続的な管理体系の高度化を進め、知的財産保護の実効性を高め、健全なオンライン流通秩序を確立していく」と述べた。

※知的財産権虚偽表示の通報および関連案内は、韓国知識財産保護院の知識財産権虚偽表示通報センター(www.ip-navi.or.kr)または代表番号(1670-1279)までお問い合わせください。

2-12. 中小企業、新事業の特許出願を増やし事業拡大に積極的に取り組む

韓国知識財産処(2026.2.11.)

- TOP500 企業の出願、存続特許、全体企業平均よりそれぞれ 36.4 倍、80.9 倍高い -

- 韓国知識財産処、韓国国内初となる特許活動を企業単位で分析した「知的財産スコアボード」構築 -

2024年に韓国で特許を出願した企業の上位500社(以下、「TOP500企業」)を分析した結果、最近の大手企業は、主力している事業分野の技術の競争力を強化しようとする一方、中小企業は新事業進出のための新技術確保を模索していることが明らかになった。

また、TOP500企業の出願件数および存続特許*件数は、企業全体の平均よりもそれぞれ36.4倍、80.9倍多いことが判明した。TOP500企業の平均出願件数は171.2件、全体的出願企業の平均出願件数は4.7件であった。存続特許はTOP500企業が841.8件、全体的出願企業平均は10.4件であった。

* TOP500企業が毎年年次料を支払い、権利が存続中の特許(2024年12月31日時点)

<TOP500大手企業と中小企業、それぞれ異なる特許活動戦略を示す>

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、2024年1年間に特許を出願した経験のある企業の特許出願件数に基づきTOP500企業を選定し、これらのTOP500企業の特許出願および存続特許の技術分野と各企業の事業分野を連携させて比較・分析を実施した。

具体的に見ると、TOP500企業の12.5%を占める中小企業*の存続特許は、当該企業の主力事業分野と79.8%(大手企業66.1%)が一致しており、これは中小企業が企業能力を主力事業分野に集中させていることを意味する。しかし、2024年には中小企業が主力事業分野に特許出願した割合が64.2%(大手企業62.9%)と現れており、最近の中小企業は主力事業分野以外の新事業分野への進出を図っていると予想される。一方、大手企業の場合、存続特許と2024年特許出願を依然として主力事業分野に集中させており、既に確保した技術競争力の優位性を維持するため取り組んでいるように見える。

* 大手企業 20.5%、中堅企業 14.9%、中小企業 12.5%、外国企業 52.1%

また、国家研究開発(R&D)支援による中小企業の特許出願および存続特許の比率*が大手企業に比べてやや高く現れたが、これは中小企業の場合は技術確保のために国家研究開発事業を活発に活用していることを示している。

* 全出願・存続特許中、国家R&Dによる出願・存続特許の比率:(出願)中小企業15.0%、大手企業1.0%、(存続特許)中小企業15.9%、大手企業1.3%

一方、外国企業がTOP500企業数の過半数(266社、52.0%)を超える一方で、韓国企業はTOP500出願件数の72.7%(全体87,470件中63,589件)を占め、活発な出願活動を行っている

ことが明らかになった。また毎年 25%の企業が TOP500 に新規参入(2024 年 119 社)および離脱(2024 年 124 社)しており、特許を先取りしようとする企業間競争が激しいことが確認できた。

〈知識財産処、特許情報の企業単位分析のためのデータベース整備〉

これまで企業の特許活動分析は技術や産業全体の動向調査が中心で、個別企業単位での特許活動比較・分析には困難があった。これを受け、知識財産処は個別企業の特許出願と存続特許の現況を把握できる「知的財産(IP)スコアボード*」データベース構築を推進しており、今回の結果は現在まで構築された知的財産スコアボードを活用し試験的に分析が行われたものである。

* 韓国国内企業の特許活動情報を収集・分析しやすいよう加工した基礎統計

今後、知識財産処はデータベースを拡張し、企業の特許活動を個別企業単位で深層分析する予定である。また、これを他の指標*と連携させ、企業の競争力を多様な観点から分析する際に活用する方策も検討中である。

* KOSPI200(韓国取引所)、K-輸出スター500(産業部)、200 大グローバル強小企業(中小企業部)など

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「韓国企業がグローバル競争力を備えるためには、企業の革新能力を客観的に診断することが何よりも重要だ」とし、「知識財産スコアボードを基盤に企業の特許活動に関する分析を高度化し、企業別知識財産政策の立案に反映し積極的に推進していく」と明らかにした。

一方、企業の国内特許情報分析内容をまとめた「2024 年 500 大特許出願企業の特許活動動向分析」報告書は、韓国知財研究院ウェブサイト*で誰でもダウンロードできる。

* 韓国知識研究院ウェブサイト > 刊行物 > 特許統計センター刊行物 > 統計イシューレポート

2-13 韓国知識財産処、「2025 年下半年 優秀審査・審判官 品質コンテスト 表彰式」を開催 韓国知識財産処(2026.2.11.)

- 今年の審査官キム・ジョング審査官ら 5 名、最優秀審判官ソ・サンヨン審判官選定 -
- 韓国知識財産処、2025 年下半年優秀審査・審判官品質競演表彰式開催(2.11) -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 2 月 11 日の水曜日 16 時、政府大田庁舎において「2025 年下半年優秀審査・審判官品質コンテストの表彰式」を開催した。今回の表彰式は、高品質

な審査・審判サービスで知的財産の真の成長に貢献した優秀な審査官*、審判官**を激励するために設けられた。

* 今年度の審査官 5 名、優秀審査官 79 名、審査チーム長 14 名

** 最優秀審判官 1 名、優秀審判官 5 名、訴訟執行官 2 名

2025 年今年の審査官には、キム・ジョング審査官(国際商標審査チーム)、キム・ソン審査官(居住基盤審査課)、イ・ジョング審査官(通信審査課)、イ・チャンジュ審査官(環境技術審査チーム)、イ・ソクジュ審査官(半導体組立工程審査チーム)が選ばれ、最優秀審判官にはソ・サンヨン審判官(審判 10 部)が選ばれた。

最近、知識財産処は積極行政の一環として、半導体、二次電池に続き、バイオ、AI、先端ロボットなど先端戦略産業のすべての分野へ優先審査を拡大し、革新的なアイデアの迅速な資産化による経済的な価値の最大化を支援している。特に、韓国企業の海外市場先占を積極的に支援するため、2025 年 10 月から「輸出促進超高速審査」を実施している。

また、限られた審査人員と急増する審査業務量に対応するため、「AI 基盤審査支援システム開発」を推進している。AI 学習データを構築し、最新の AI モデルを導入して先行技術検索の精度を高めると同時に、審査官が高度な技術分析に一層集中できる環境を整えることで、審査行政のデジタル転換と品質向上を同時に実現しようと取り組んでいる。

知識財産処のキム・ヨンソン処長は「知的財産行政の中核は量的成長を超え、強力な権利を創出・保護する『真の成長』にある」とし、「今後も審査・審判官の専門性と清廉性を持続的に強化し、韓国企業が世界市場で技術主権を確固として守れるよう、確かな支えとなる」と述べた。

2-14 韓国知識財産処キム・ヨンソン処長、就任 100 日を迎え「5 大政策方向・重点推進課題」を発表

韓国知識財産処(2026.2.11.)

- キム・ヨンソン処長、就任 100 日を迎え、「5 大政策方向・重点推進課題」を発表 -

- ①アイデアさえあれば起業・事業で収益化へ(起業・成長 3 種ソリューション提供)
- ②地域特産品・伝統文化遺産も「地域代表 K-ブランド 100」として育成
- ③特許・商標審査をさらに迅速化(特許 10 ヶ月、商標 6 ヶ月)、人工知能(AI)・バイオ分野の超高速審査(1 ヶ月)
- ④ 知的財産の法律支援団による紛争統合解決
- ⑤技術警察を大幅に拡充し技術流出を厳罰化

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は2月11日の水曜日、就任100日記者懇談会を開き、過去100日間の所感と成果とともに、今後の5大政策方向を明らかにした。

[就任100日間の所感及び成果]

キム・ヨンソン処長は、就任後100日間で112回以上の懇談会、政策現場・企業訪問などを行うことで、現場の声を傾聴し、国民が実感できる「実用」と「成果」中心の政策を模索し準備してきたと説明した。

まず、国民のアイデアを活用して企業や社会・公共の懸案を解決する国家プロジェクト「みんなのアイデア」も1月8日に開始した。昨日17時基準でホームページの累計訪問は約90万回、アイデア参加申請は6.5千件を超え、国民の関心と参加が続いているという。

企業の投資と事業化を遅らせる要因として指摘されてきた審査待機期間を、特許は16.1ヶ月(2024)から14.7ヶ月(2025)に短縮し、商標は12.6ヶ月(2024)から11.9ヶ月(2025)まで前倒した。世界経済の不確実性の中でも企業の努力により、特許は24.6万件(2024)から26万件(2025)へ、商標も31.6万件(2024)から32.4万件(2025)へと増加した。

一方、企業の特許取得を困難にする規制を緩和するため、特許手続きに関するグローバル標準である特許法条約(Patent Law Treaty, PLT)への加盟を推進することにした。

K-フード・ビューティーの模倣品など、海外における知的財産侵害にも強力に対応するため、政府全体の協力体制を整える一方、技術流出防止のため技術流出捜査の強化にも努めた。UAE・カタール・中国・日本・ウズベキスタン・フランスなどとの間で、海外K-ブランド保護、模倣品への共同対応、国家知的財産戦略策定支援など、知的財産分野における国際協力も強化した。

[5大政策方向]

就任後、過去100日間の現場の声に基づき、今後の政策方向を①起業・成長、②地方・均衡、③審査・審判、④公正・共生、⑤経済安全保障・国際協力の5つに定めた。

①(起業・成長)アイデアさえあれば起業・事業で収益化へ

若者・起業準備者がアイデアと技術に基づき成長できるよう、①知的財産権の権利化、②製品・事業化、③投資資金調達など、知的財産基盤による起業・成長3種ソリューション*を提供する。

* 知的財産 (IP) 権利化 (IP 踏み石・翼)、製品・事業化 (官民協力 IP 戦略支援)、投資・資金調達 (IP 価値評価・IP 金融)

「みんなのアイデア」で寄せられた国民のアイデアを市場性のある知的財産へと発展させ、中小企業庁・産業部など関係省庁と連携し、①起業、②研究開発、③取引・事業化 ④政策・制度化への反映など、アイデア実現を積極的に支援する。

知的財産の供給者と需要者を結ぶ専門家である知的財産取引専門官を拡充 (2025 年 17 名→2029 年 100 名) し、取引・事業化ファンドを新設するなど、知的財産の韓国国内取引・事業化と民間の海外知的財産収益化専門企業も本格的に育成する。

② (地方・均衡) 地域特産品・伝統文化遺産も「地域代表 K-ブランド 100」として育成

地方でも容易に知的財産創出、取引・事業化、金融などを統合的に支援できるよう、5 極・3 特圏域別に「知識財産総合支援センター」を構築する。『26 年に仁川・光州・釜山を皮切りに、』28 年までに 8 地域へ全面拡大運営する。

* 5 極 (首都圏、忠清圏、東南圏、大邱慶北圏、全南圏)、3 特 (江原・全北・済州特別自治道)

珍安紅参・安東干鯖*など地域の特性やストーリーが込められた郷土文化遺産・特産品を知識財産と融合し、地域住民の雇用と所得につなげる「地域代表 K-ブランド 100 プロジェクト」を推進する。

* 鎮安紅参: 鎮安紅参 (商標・特許) + 紅参スパ・フェスティバルで観光収益創出、安東干鯖: 安東干鯖 (商標・地理的表示) + 河回村・安東焼酎連携で観光収益創出

③ (審査・審判) 特許・商標審査をより迅速に (特許 10 ヶ月、商標 6 ヶ月)、AI・バイオスタートアップには 1 ヶ月以内の超高速審査を提供

特許・商標審査人員を大幅に拡充し、特許は 2029 年までに 10 ヶ月、商標は 6 ヶ月に短縮する。AI・バイオスタートアップに対しては、1 ヶ月以内に審査結果を受け取れる超高速審査を今月 (2 月) 中に実施する。

また、特許の安定性を高め容易に無効とならないよう①取消申請制度の改善、②無効審判予告制度の導入、③特許無効までは特許が有効と推定する特許の既判力条項新設など、特許信頼性強化の 3 大政策も推進する。

④(公正・共生)知的財産の法律支援団を新設し、二極化解消のための迅速・低コスト紛争解決を支援

特許・営業秘密侵害、アイデア奪取などの知的財産紛争を統合的に解決する「知的財産法律支援団」を運営する。青年・スタートアップなどの社会的弱者には①行政調査、②捜査、③紛争調停など迅速・低コストで紛争解決を支援し、格差解消にも努める。

侵害被害企業が損害賠償を適切に受けられるよう、特許法・不正競争防止法などにも韓国型証拠開示制度を導入し、損害額の立証なしでも損害賠償を請求できる法定損害賠償制度も商標法(最大 3 億ウォン)から商標法・特許法・意匠保護法・不正競争防止法(最大 10 億ウォン)まで拡大する。

* (特許侵害損害賠償額) 米国 657 億ウォン(1997～2016 年) vs 韓国 10 億ウォン(2016～2020 年)

⑤(経済安保・国際協力) 中核技術の海外流出、専任捜査組織新設で遮断

技術流出事件処理のための専任技術警察捜査組織を整備し、捜査人員の拡充を推進する。さらに、捜査範囲を特許侵害および営業秘密流出から国家中核技術の海外流出事件(産業技術保護法違反)まで拡大する計画である。

海外特許およびK-ブランド紛争を関連部署および業種別協団体などと協力し、紛争予防から現地対応まで企業と国家が共に応じる体制を構築する。

知的財産保護は自力での根絶が困難な点を考慮し、韓国企業の貴重な中核技術と K-ブランドの保護のため、海外主要国との連携および外交的協力を強化する。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は「こうした政策方向に基づき、国民のアイデアを知的財産へ発展させ、起業・事業化を実現し、技術主導成長と経済革新に貢献する」と述べた。

2-15 「全固体電池」など国家先端戦略技術の海外流出を防止

韓国知識財産処(2026. 2. 12.)

- 二次電池大手企業の従業員と内通していた外国人を拘束起訴 -
- 二次電池大手企業 2 社の中核技術流出を阻止し、数十兆ウォン規模の被害を防止 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)技術デザイン特別司法警察(以下「技術警察」と大田地方検察庁(キム・ドワン検事長)特許犯罪調査部は、国家先端戦略技術が含まれた、被害企業の資料を外部に持ち出した海外協力会社の営業総監(営業総括)外国人 A 氏(34 歳、拘束)を「国家先端戦略産業の競争力強化および保護に関する特別措置法」、「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律などの違反容疑で起訴したと 12 日明らかにした。

技術警察によると、A 氏は「19 年 11 月から」25 年 4 月まで被害会社の部長級研究員 B 氏(53 歳)から金品を対価に資料送信 7 回、映像会議 8 回、訪問コンサルティング 7 回などを通し、被害会社の資料を横領した疑いを受けている。

<国家先端戦略技術を含む大量資料の流出>

B 氏は二次電池素材開発業務に関連する資料を自宅などで携帯電話などを利用して撮影する方式で流出させており、流出資料は被害会社の▶「全固体電池」開発情報、▶製品開発および単価ロードマップなど開発および経営に関する戦略情報、▶負極材開発情報(性能評価、海外協力会社運営方案など)であり、このうち「全固体電池」を含む一部技術は国家産業競争力に直接的な影響を与える国家先端戦略技術に該当する。

特に「全固体電池」は夢の電池として、火災安全性、高いエネルギー密度および急速充電が可能であり、商用化さえ実現すれば市場の勢力図を変えるゲームチェンジャー技術であり、二次電池メーカーがすべての能力を集中する未来先端型技術である。

<「全固体電池」中核情報の海外流出を事前に遮断>

被疑者 A 氏が B 氏をから受け取った資料は約 200 枚に上り、その内容には素材開発に関する協力会社別の動向、被害企業の中長期開発ロードマップ、二次電池の製造工程技術などの情報が含まれていた。幸い、今回の捜査により「全固体電池」の中核情報が海外に流出する最悪の事態を防げた。

もし、国家先端戦略技術として育成中の「全固体電池」の中核情報が流出したならば、今後再編される二次電池市場で企業競争力を失う可能性があり、その被害規模は予測できないほどである。

<知識財産処-大韓民国国家情報院-検察の共助で大手企業 2 社の中核技術の海外流出を阻止>

技術警察は「24年11月、国情院産業機密保護センターの情報により、二次電池の技術流出事件」(25年7月ブリーフィング)を捜査中だった2025年3月に本件を認知し、大韓民国国家情報院(以下「国情院」)と被害企業の迅速に対応しB氏を特定。2025年4月にはB氏の勤務先と住居を同時に家宅捜索し、写真ファイルなど関連証拠を確保した。

その後、証拠分析を行い、B氏が海外所在企業と接触した事実、A氏が所属する海外協力会社に資料を伝達した事実を確認し、2025年8月にA氏が入国すると同時に、捜索差押許可状を執行し調査を実施した。

技術警察と検察は緊密な連携で捜査を進め、A氏を2026年2月に拘束起訴した。これは二次電池分野の技術流出事件で外国人を初めて拘束した事例である。

2024年11月から2026年2月にかけて、技術警察は二次電池の大手2社の中核技術が海外へ流出するのを阻止した。これらの事件で、韓国企業が中核技術を先取りし保護するためには、技術安全保障レベルでのアプローチおよび企業・情報機関・捜査機関の三角協力体制の強化がさらに必要であることが分かる。

知識財産処のキム・ヨンソン処長は「今回の捜査は、韓国の二次電池産業の未来がかかった『全固体電池』の中核技術を守った点に大きな意義がある」とし、「技術警察は技術専門性と捜査能力を兼ね備えた特殊捜査組織として、捜査人員を大幅に拡大し、技術流出犯罪を根絶させ、断固として対応していく」と述べた。

2-16 女性の優れた発明を発掘、韓国知識財産処「2026 生活発明コリア」を募集

韓国知識財産処(2026.2.12.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、2月12日の木曜日から4月8日の水曜日まで、女性の優れた発明を発掘し、具体化して起業につなげるよう支援する「第13回生活発明コリア」の受付を開始すると発表した。

赤ちゃんをうまく寝かせるために親の行動を段階的に案内し、赤ちゃんの熟睡に役立つ音を提供する「乳幼児睡眠誘導装置」や、唾液で手軽にストレス値を確認する「ストレス自己検査キット」のように、日常生活で発見した問題を解決する日用品の発明を保有する韓国の女性なら、誰でも参加できる。

参加部門は①知的財産権として出願していない発明(部門1) ②出願はしたが製品として開発されたことのない発明(部門2)に分かれており、提案する発明の数に制限はない。

応募された発明は審査を経て、合計 45 件が選定され、選ばれたアイテムは実際の事業化につながるよう、知的財産出願、試作品製作、起業・事業化教育など密着支援を行う。

<2026 生活発明コア 進行手順>

発明募集	>	審査・選定	>	支援プログラム 運営	>	完成作品公開 ・最終審査	>	表彰式開催
2~4月		4~6月		8~11月		11月		11月

支援が完了した発明について最終審査を実施し、大統領賞、国会議長賞、処長賞などを授与する。賞の格に応じて総額 1,300 万ウォン規模の発明奨励金も支給する。

<2025 生活発明コア 主要受賞作品>

2025 年大統領賞受賞作品 乳幼児睡眠誘導装置	2025 年国務総理賞受賞作品 ストレス自己検査キット
-----------------------------	--------------------------------

生活発明コアは 2014 年から 2025 年まで、合計 484 件の発明に対して高度化を支援した。これまで起業 190 件、発売 131 件と調査され、女性の創造的な発想が持つ事業的潜在力を実証してきた。

なお、詳細な事項は生活発明コアホームページ(www.womanidea.net)で確認するか、韓国女性発明協会事務局(02-538-2710)へ問い合わせればよい。

2-17 韓国、全固体電池の出願増加率で 2 位、上位 10 出願者のうち韓国 4 社

韓国知識財産処(2026.2.19.)

- サムスン SDI・LG エナジーソリューション、直近、3 年間の特許出願増加率で世界 1、2 位 -
- 上位 10 出願者中、LG エナジーソリューション、サムスン電子、サムスン SDI、現代自動車など韓国企業 4 社 -

全固体電池分野では、液体電解質電池よりも火災リスクが低く、エネルギー密度も高いため次世代電池として注目されているが、韓国国籍の出願者による特許出願件数は 2004 年の 45 件から 2023 年には 1,044 件へと年平均 18%増加し、中国(33.6%)に次いで世界第 2 位の増加率を記録したことが明らかになった。また、サムスン SDI と LG エネルギーソリューションは、直近 3 年間の特許出願増加率において全出願者中それぞれ 1 位・2 位を占め、上位 10 出願者の中には韓国企業 4 社が名を連ねていることが調査で明らかになった。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、2004年から2023年の最近20年間に先進5カ国知的財産機関(IP5:韓国・米国・中国・EU・日本)に出願された全固体電池分野の特許出願が、2004年331件から2023年3,938件へと年平均13.9%の成長率を示したという。

〈火災リスク低減した次世代電池「全固体電池」の商用化期待感高まる〉

全固体電池は、従来の火災リスクのある液体電解質を不燃性の固体電解質に置き換え、火災リスクを低減しエネルギー密度を高めた次世代電池である。電気自動車の一時的な需要停滞でEV用電池市場が停滞する中、ヒューマノイドロボットが電池市場の新たな需要先として浮上り、全固体電池の商用化への期待感が高まっている。最近、フィジカル AI 技術とロボット技術の革新により、全固体電池技術の開発速度もさらに加速するとの見通しだ。

全固体電池市場は2022年の2,750万ドルから年平均180%で成長し、2030年には400億ドルに達すると予測*されている。政府も「2035 二次電池産業技術実行案」を年内に策定し、次世代電池技術の先取りに向けた技術開発に2800億ウォンを投入する計画**だ。韓国国内外の電池企業も全固体電池の商用化の時期を概ね2027年から2030年と設定し、全固体電池技術の開発に拍車をかけている。

* SNEリサーチ、「2023 全固体電池製造技術の現状と未来」(2023.1.27.)

** 関係省庁合同発表、「K-バッテリー競争力強化方案」(2025.11.28.)

〈出願:日本、中国、韓国順、出願増加率:中国、韓国、米国順〉

出願人の国籍別に見ると、韓国は5,770件で日本(9,881件)、中国(6,749件)に次いで世界3位を占めた。続いて米国(4,417件)と欧州(2,173件)が続いた。出願増加率では、韓国の年平均増加率は18%で中国(33.6%)に次ぐ2位となった。米国の年平均増加率は12.3%、日本と欧州はそれぞれ8.6%、7.8%の増加率を示した。

〈上位10出願者中、LG エナジーソリューション、サムスン電子、サムスン SDI、現代自動車など4社がランクイン〉

多出願者ランキングを見ると、トヨタ(2,337件)が1位を占める中、韓国企業ではLG エナジーソリューション(2,136件、2位)、サムスン電子(724件、4位)、サムスン SDI(706件、5位)、現代自動車(539件、6位)など4社が上位10社の多出願企業に名を連ねた。

特に、最近3年間(2021~2023年)の時点で見ると、サムスン SDI(51.7%)、LG エネルギーソリュ

ーション(50.8%)が特許出願の年平均増加率 1 位、2 位を占め、韓国企業が全固体電池の商用化に向けた研究開発及び特許出願を主導していることが分析された。

上位 10 社の多出願企業において企業が 9 社を占めており、全固体電池市場先占のためのグローバル企業間の技術覇権競争が続いていることを確認した。

韓国知識財産処のイム・ヨンヒ化学生命審査局長は「韓・中・日を中心に全固体電池の商用化に必要な中核技術の確保競争が激化している」とし、「動く AI であるヒューマノイドロボットの稼働時間を支える中核技術として全固体電池が台頭しているだけに、国政課題*を通し、重点的に支援されている全固体電池分野で、韓国企業が関連市場を先取りできるよう産業界との疎通・協力体制を整え、特許分析結果を積極的に共有していく」と述べた。

* (国政課題 28)世界をリードする NEXT 戦略技術育成、(国政課題 30)主力産業革新による 4 大製造大国を実現

2-18 韓国、「マイクロ LED 転写技術」特許で世界 1 位

韓国知識財産処 (2026.2.23.)

- 世界 1 位 LG 電子、2 位サムスン電子、3 位 LG ディ스플레이など韓国企業が躍進 -
- 韓国選手団の感動の瞬間…韓国企業の特許技術で鮮明に国民へ伝達 -

2026 ミラノ・コルティナ冬季オリンピックの現場で繰り広げられた韓国選手団の迫力あるプレー。0.01 秒を競い合うスポーツの臨場感。街頭応援の超大型広告板*、ビデオウォールなどマイクロ LED ディ스플레이技術は、韓国の選手たちの金色の活躍を国民に超高画質で鮮明に届ける。

* デジタル看板・電子広告板とも呼ばれ、従来のアナログ看板や掲示板に代わり、デジタル画面で情報・広告・映像などのコンテンツを伝える媒体。大型ビルなどに設置・運営

韓国がショートトラック女子リレーで 8 年ぶりに頂点に返り咲いた感動のドラマ。国民は画面で選手たちの汗の一滴まで臨場感あふれる感動の瞬間を共有した。競技場の歓声と金メダルの感動を生き生きと伝えたマイクロ LED ディ스플레이は、韓国企業が世界的に特許を主導するマイクロ LED 転写技術で製造される。

「マイクロ LED ディ스플레이転写技術」分野で韓国が最も多くの特許を出願したことが明らかになった。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、最近 20 年間(2004~2023 年)の先進 5 カ国知的財産機関(IP5:韓国、米国、中国、欧州連合、日本)の「マイクロ LED ディスプレイの転写技術」特許出願動向を分析した結果、韓国が 2,022 件で 1 位を占めたという。

【マイクロ LED 転写技術】

マイクロ LED ディスプレイは、OLED や LCD よりも優れた性能と耐久性、柔軟性を確保しており、テレビやタブレットだけでなく、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)などのウェアラブル機器にも適用可能な夢のディスプレイとして注目されている。

マイクロ LED 転写技術は基板上に数千万個のマイクロ LED を正確に配置する技術である。市場調査会社*によると、マイクロ LED ディスプレイ応用製品は 2024 年の約 3 万点から 2030 年には約 44 万点へ、年平均成長率 55.4%に達すると推定される。今年のマイクロ LED ディスプレイ市場では TV 売上が最大の比重を占めると観測される。

* Micro-LED 最新技術開発動向報告書(UBi Research、2024 年 6 月)

〈韓国が世界特許出願 1 位…中国、米国、日本、欧州の順〉

最近 20 年間(2004~2023 年)に先進 5 カ国の知的財産機関に出願されたマイクロ LED 転写技術分野の特許総出願件数は 4,813 件であった。出願人国籍別では韓国 2,022 件、中国 1,107 件、米国 739 件、日本 295 件、欧州 272 件で、韓国が世界 1 位の出願国となった。

〈世界 1 位 LG 電子、2 位サムスン電子、3 位 LG ディスプレイなど韓国企業が顕著〉

主な出願者をみると、LG 電子(648 件)とサムスン電子(503 件)がそれぞれ出願件数 1 位、2 位を占めた。このほか、LG ディスプレイ(147 件、3 位)、サムスンディスプレイ(132 件、5 位)、ポイントエンジニアリング(124 件、6 位)まで、韓国企業 5 社が世界で上位 10 社の多出願企業に名を連ね、存在感を示している。

〈詳細技術別でも韓国企業が 1 位に名を連ね、全世界の特許技術を主導〉

「マイクロ LED ディスプレイ転写技術」の詳細技術には①レーザー照射方式 ②電磁力方式 ③流体磁気自己組織化方式 ④スタンプ方式などがある。細分技術別では、レーザー照射方式が 1,639 件、電磁力方式が 378 件、流体磁気自己組織化方式が 1,071 件、スタンプ方式などが 1,725 件を占めた。

韓国企業は、各詳細方式全体で特許優位を占めていることが調査された。レーザー照射方式では LG 電子が出願件数 1 位を占め、電磁力方式では LG ディ스플레이が 1 位を占めた。流体磁気組立方式ではサムスン電子が 1 位を占めていることが明らかになった。スタンプ方式では LG 電子が出願件数 1 位を占めた。

韓国知識財産処のキム・ヒテ半導体審査推進団長は「マイクロ LED ディ스플레이はまさに商用化が始まったばかりで、急速な技術成長により、数年以内に大衆化レベルに達すると期待される分野」とし、「韓国企業が知的財産権を基盤に技術移転の基盤を確保し、マイクロ LED ディ스플레이市場を先取りできるよう積極的に支援する」と述べた。

2-19 AI・先端バイオ分野の起業初期段階の企業、1ヶ月以内に特許審査結果を受け取る

韓国知識財産処 (2026.2.23.)

- 韓国知識財産処、起業ブーム創出のため超高速審査トラック新設 -

【関連国政課題】28. 世界をリードするネクスト(NEXT)戦略技術育成

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 2 月 23 日月曜日から、人工知能(AI)・先端バイオ分野の創業初期段階の企業を支援するための超高速審査専用トラックを新設する。1 ヶ月以内の特許審査結果の確保が可能となり、創業初期段階の企業の市場参入の速度が一層加速すると期待される。

また、中小ベンチャー企業部の海外に進出する創業企業の支援事業に参加した企業には、輸出促進に向けた超高速審査の申請資格を付与し、省庁間の壁なく創業企業を全面支援する。さらに大学・公的研究機関の保有技術が埋もれず活用されるよう、大学・公的研究機関の保有技術を活用した予備創業まで優先審査対象を拡大する。

超高速審査は 1 ヶ月、優先審査は 2 ヶ月以内に一次審査結果を提供できるため、平均 14.7 ヶ月を要する一般審査に比べ、特許権確保のための審査待機期間を大幅に短縮できる。

区分	通常審査	優先審査	超高速審査
審査待機期間	14.7 ヶ月	2.1 ヶ月	1 ヶ月
中間書類処理期間 (補正書提出時)	6 ヶ月	2 ヶ月	1 ヶ月
年間制限件数	制限なし	制限なし	(2025) 1,000 件 → (2026) 8,000 件*

* ①輸出促進、②海外進出＋先端技術 各 2,000 件(2025 年 10 月 15 日施行)、③創業初期企業＋AI、④創業初期段階の企業＋先端バイオ 各 2,000 件(2026 年 2 月 23 日施行)

<超高速審査タイプの新設:AI、先端バイオ技術分野の創業初期段階の企業>

最大の変化は、創業初期段階の企業専用の超高速審査トラックを新設した点である。申請対象は創業初期段階の企業、ベンチャー企業及びイノビズ企業の出願であり、技術変化が速く、技術基盤の成長可能性が大きい AI 及び先端バイオ分野に適用する。両技術分野の出願に対し、年間それぞれ 2,000 件ずつ超高速審査が提供*され、これにより AI 及びバイオ分野の創業初期段階にある企業の出願の審査待機期間を大幅に短縮し、創業初期段階にある企業の迅速な権利確保を支援するとともに、創業ブームを後押しする予定である。

*具体的な申請対象、申請期間等は知識財産処ホームページの公告文参照

<輸出促進超高速審査の拡大:他省庁事業参加企業>

従来の制度は具体的な輸出実績を要求したため、創業初期段階の企業が利用する上で制約があった。これを受け、輸出実績のない創業初期企業でも、中小ベンチャー企業部の海外進出創業企業支援事業*に参加した場合は超高速審査を受けられるよう拡大した。これにより、海外進出を推進中の創業初期企業も超高速審査をより容易に利用できると期待される。

* 中小ベンチャー企業部のグローバル企業協業プログラム、グローバルアクセラレーティング、コリア創業初期企業センター

<予備創業者対象の優先審査支援>

予備起業家に対する支援も強化する。大学・公的研究機関が保有する技術は、これまで商業的実施と認められず、優先審査の利用に限界があった。今回の制度改善により、大学・公的研究機関が参加する予備起業および所属教授・研究者等による予備起業まで優先審査を申請できるようになる。これにより、大学・公的研究機関の保有技術を活用した起業が活性化することが期待される。

韓国知識財産処チョン・ヨヌ次長は「韓国経済の柱である技術基盤起業の活性化を支えるためには、何よりも迅速な権利確保が重要だ」とし、「知識財産処は AI、バイオ分野の起業初期段階にある企業のための超高速審査専用トラック新設を皮切りに、持続的な審査官増員をすることで全ての技術分野の起業初期段階の企業が特許権を早期に確保できるよう支援し、起業ブームの醸成に率先して取り組む」と述べた。

2-20 韓国知識財産処、2月25日の水曜日より大韓民国学生発明展示会などの申請受付を開始

韓国知識財産処(2026.2.24.)

- 韓国知識財産処、2月25日水曜日より、大韓民国学生発明展示会など申請受付開始 -

春の芽吹きのように、新学期を迎えた青少年の夢が育ち、発明の花を咲かせる舞台が開かれる。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)と韓国発明振興会(ファン・チョルジュ会長)は、2月25日の水曜日から青少年のきらめく発想を競う「2026 年青少年発明・創造力大会」の参加申込を受け付けると発表した。

* 大韓民国学生発明展示会 受付期間:2月25日(水)~4月6日(月)

** 大韓民国学生創造力チャンピオン大会 受付期間:3月6日(金)~4月22日(水)

「2026 青少年発明・創造力大会」は「①大韓民国学生発明展示会」と「②大韓民国学生創造力チャンピオン大会」に分けて実施される。大韓民国の国籍を持つ小・中・高学生はもちろん、同年齢の青少年なら誰でも参加可能で、発明教育ポータルサイト(www.ip-edu.net)にて申請できる。

<①大韓民国学生発明展示会:日常の不便を解決する自分だけの発明!>

1988年に始まり、今年で39回目を迎える本大会は、実生活で直面する問題を解決できる創造的な発明アイデアを募集する。

応募期間は2月25日の水曜日から4月6日の月曜日までで、審査を経て青少年発明・創造力大会(7月30日から8月1日)において優秀作品の表彰および展示が行われる。入賞者は最大300万ウォンの賞金とともに大統領賞、国務総理賞などを授与され、表彰規模は200件前後である。上位入賞作品は「青少年発明家プログラム*」と連携し、特許登録および事業化支援を受けられるため、アイデアが実際の製品として実現する機会が提供される。

* 青少年の発明アイデアを対象に知的財産権化を支援し、事業化・起業のための教育を提供するプログラム(上位入賞者25名以内)

<②大韓民国学生創造力チャンピオン大会:チームワークで創造力を証明せよ!>

大韓民国学生発明展示会が学生個人の斬新なアイデアを披露する大会であるならば、大韓民国学生創造力チャンピオン大会はチームを構成し、様々な創造力課題を解決する協力の場である。

事前課題	事前に告知された課題の解決方法を創作公演で表現(予選・本選)
即興課題	大会会場で提示された課題を、提供された材料・道具を活用して解決(予選・本選)
制作課題	科学原理を利用して構造物などを制作(本選)

応募期間は3月6日の金曜日から4月22日の水曜日までであり、5月の予選と7月30日から8月1日、本選を経て最終50チームが選抜される。受賞チームには教育部長官賞、科学技術情報通信部長官賞、産業通商部長官賞などとともに最大100万ウォンの賞金が授与される。

二つの大会で入賞した学生の指導教員に対しても、学生を指導し導いた功績を認め、表彰状などが授与される。

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は「AI技術が急速に発展する今、自ら疑問を投げかけ創造的に問題を解決する能力がこれまで以上に重要だ」とし、「韓国の未来を導く小・中・高の青少年と先生方の多くの関心と参加をお願いします」と述べた。

より詳細な事項は発明教育ポータルサイト(www.ip-edu.net)で確認でき、疑問点があれば韓国発明振興会にて案内を受けることができる。

* (大韓民国学生発明展示会) ☎02-3459-2752

* (大韓民国学生創造力チャンピオン大会) ☎02-3459-274

2-21 不確実性の時代、K特許で突破、新年最初の月、知的財産権出願が過去最高を記録 韓国知識財産処(2026.2.24.)

- 2026年1月、前年同月比で特許出願45.2%、商標出願39.5%増加 -

世界的な景気減速や米国の関税政策などが続く厳しい対外環境の中でも、韓国の知的財産権出願は26年1月に過去最高を記録したことが明らかになった。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、2026年1月の知的財産権の出願*が前年1月(40,679件)比、約39%増の56,458件を記録し、歴代**1月の出願件数の中で最高値を達成したと発表した。

* 2026年1月 知的財産権の出願(多類商標・複数デザイン基準)現況(前年同期比増加率):
特許(23,365件、45.2%↑)、商標(28,085件、39.5%↑)、意匠(4,773件、10.9%↑)、実用新案
(235件、50.6%↑)

** 2022年1月 52,003件

これは、創造的なアイデアの権利化が競争力確保のための中核的な資産であることを認識した韓国企業や個人出願者などが先制的に知的財産権の確保に乗り出した結果と評価される。

<2026年1月 韓国国内特許出願 23,365件、前年1月比 45.2%上昇>

2026年1月の韓国国内特許出願は23,365件で、前年1月(16,092件)比45.2%上昇し、1月基準で史上最高を記録した。商標(28,085件)と意匠(4,773件)の出願も前年1月比でそれぞれ約39.5%、10.9%増加した。

昨年1月は旧正月連休により出願が一時的に減少したベース効果を考慮しても、異例の高増加率を記録したのは、主要多出願企業の持続的な出願拡大に加え、小規模起業の活性化に伴う個人・中小企業などの出願増加の影響と分析される。

商標出願においても、小規模事業者やスタートアップなどを中心に、事業宣伝や投資誘致などを念頭に置いた先制的な商標権の確保活動が活発化し、出願が拡大したことが明らかになった。

<2026年1月の個人特許出願は5,478件、前年1月比210%増>

出願者の類型別出願状況を見ると、特許出願は個人と中小企業を中心に強い増加傾向を示した。特に、2026年1月の個人の特許出願は5,478件で、昨年12月の出願件数(5,067件)を上回り、月別基準で歴代*最高値を記録した。これは前年1月(1,766件)と比較すると約3倍以上増加(増加率210%)した水準である。また、中小企業の特許出願も5,758件を記録し、前年1月(3,850件)と比較すると約50%増加した。

* 2021年1月 3,196件

このような個人出願の増加は、ChatGPTなどのAI技術の普及を契機に、情報通信技術や情報サービス業などの分野を中心に個人起業が活性化し、特許出願が大幅に増加したことによる影響であると分析される。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「最近の知的財産権出願増加は、製品アイデアを知的財産権の事業化にしようとする企業と個人の取り組みが反映された結果」とし、「これに合わせて国民の創造的なアイデアが起業につながるよう、知識財産処が推進中の『みんなのアイデア』プロジェクトに国民の皆様の多くの関心と参加を願う」と述べた。

2-22 韓国知識財産処、優秀地域知識財産センター表彰・意見交換会を開催

韓国知識財産処(2026.2.25.)

- 知識財産処、優秀地域知識財産センター表彰及び意見交換会開催 -
- 忠北知識財産センター最優秀の荣誉、地域特化型知識財産支援の成果共有 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は2月25日の水曜日14時30分、ソノベル天安(忠清南道天安市)において「2026年地域知識財産センター交流ワークショップ」を開催し、地域産業と企業の知的財産の競争力向上に貢献した優秀センターおよび相談員(コンサルタント)に対する表彰を実施すると発表した。

本イベントは、全国28ヶ所の地域知的財産センター(RIPC*)の優れた成果を共有し、地方時代の国家均衡成長戦略に歩調を合わせ、知的財産を地域主導成長の中核動力として育成するための政策方向を共有し、現場でのコミュニケーションを強化するために企画された。

* RIPC: Regional Intellectual Property Center

地域知識財産センターは、地域の小規模事業者や中小企業の知的財産に関する課題を解決し、知的財産を基盤とした起業・事業化・輸出支援事業を実施する知的財産専門機関である。各センターには豊富な実務経験と専門性を備えた相談員が常駐し、特許・商標・デザイン相談から関連機関事業への連携まで一括支援を行い、地域産業の実質的な成長を支えている。

今年は地域現場の成果拡散のため表彰規模を拡大し、合計10センターと10名の優秀相談員を表彰する。最優秀センターには地域特化産業と連携した集中知的財産戦略支援で卓越した成果を上げた忠北知的財産センターが選定された。優秀センターには釜山知的財産センターと慶南西部(晋州)知的財産センターが選定され、知的財産処長賞を受賞する。また、現場で企業と密着した支援を継続し、地域企業の成長を牽引した優秀相談員10名*も受賞の荣誉に浴することとなった。

* チョン・シジョン(光州センター)、チョン・ソンヨル(大邱センター)、ミン・ギョンミ(忠北センター)、シン・ユンジ(慶北西部センター)相談員ら

本イベントにより、地域特化型の知的財産戦略が実際の企業成長と売上増大につながった成果が全国に拡散されることが期待される。またワークショップでは、知識財産処長が地域現場の最前線にいるセンター長と相談員と直接対話し、知的財産基盤の地域主導成長戦略とセンターの高度化の方向を議論する政策コミュニケーションの場も設けられる。

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は「知的財産は地域が自ら成長の原動力を生み出す最も強力な政策手段」とし、「地域企業が知的財産を活用し、新たな成長の突破口を設け、グローバル舞台へ羽ばたけるよう積極的に支援する」と述べた。

2-23 K-バッテリー再飛躍、知的財産で道を探す

韓国知識財産処(2026.2.25.)

- 韓国知識財産処、韓国電池産業協会と現場での懇談会を開催 -

【関連国政課題】28. 世界をリードするネクスト(NEXT)戦略技術を育成

30. 主力産業の革新による4大製造大国の実現

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、2月25日水曜日14時、二次電池の国際的競争力回復とK-バッテリー再飛躍のための支援策を策定するため、韓国バッテリー産業協会(ソウル市瑞草区)を訪問し、現場での懇談会を開催すると発表した。

本懇談会では、知識財産処は二次電池の審査専門組織および専門審判部運営、二次電池分野の優先審査指定、超高速審査制度導入など、これまでの二次電池における支援政策に対する産業界の意見を聴取し、現場の声を二次電池審査基準に反映する予定である。また、国民の革新的なアイデアがK-バッテリーの真の成長を導けるよう、産業界を含む全ての国民が直接参加する国家規模の国民参加プロジェクト「みんなのアイデア*」も紹介する。

*(参加ホームページ) www.모두의아이디어.kr

韓国知識財産処は本懇談会に続き、3月11日の水曜日に韓国国内最大の電池展示会であるインターバッテリー(InterBattery)に参加し、韓国電池産業協会、次世代二次電池戦略研究団が参加する二次電池の知財カンファレンスを開催するなど、K-バッテリー再飛躍を支えるための現場中心のコミュニケーションを継続的に展開する計画だ。

韓国知識財産処のイム・ヨンヒ化学生命審査局長は「二次電池は電気自動車、ヒューマノイドロボット、AIなど、韓国の未来産業の全体を支える中核技術」とし、「本懇談会に続き、インターバッテリー、知的財産カンファレンスなどを通じて産業界の声を継続的に聴取し、K-バッテリー再飛躍を積極的に取り組んでいく」と述べた。

- 韓国知識財産処、国際知識財産研修院、「2026 年度知的財産教育訓練計画」発表 -

知的財産(IP)分野においても人工知能(AI)基盤の革新が本格化する中、実務の専門性を向上させるための教育プログラムが大幅に拡大される。審査・審判分野における AI 技術専門性の強化のための特別教育課程が導入され、AI 活用能力に基づく職務能力の強化教育も拡充される。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)国際知識財産研修院は、国民の知的財産の創出・活用能力を高め、急速に変化する技術・産業環境の中で公的と民間の革新成長を支援するため、「2026 年度、知的財産教育訓練計画」を発表した。

今年は①需要者の能力に合致する知的財産統合教育の提供、②人材開発の専門性を強化するための教育インフラ高度化、③国際的な知的財産リーダーシップ強化のための国際教育拡大を 3 大推進戦略として選定し、対面教育 212 課程および e ラーニング教育 415 課程を運営する予定である。

<①需要者の能力に合致する知的財産統合教育の提供>

審査・審判現場において、まず AI 技術を理解し効果的に活用できるよう実務教育を拡大する。AI 高度活用が可能な審査官(「AI チャンピオン」)を講師として招聘し、先行技術検索、意見提出通知書の作成など審査段階別の AI 活用法を普及させるとともに、OPD*システムを基盤に他国の審査事例の活用能力も併せて高める。また、AI の中核技術と産業別融合技術を対象に、5 分野 12 の深層教育を新設し、新技術に対する理解度を高める。

* (One Portal Dossier) 主要国の特許出願内容および審査情報を閲覧できるシステム

公的・民間教育も「職務別カスタマイズ型」で高度化する。KOTRA と協力し、輸出企業対象の知的財産紛争対応特別課程を開設させ、中小企業の知的財産競争力強化のための海外知的財産出願教育課程を運営する。中央省庁・自治体公務員など対象には、知的財産および AI 理解、知的財産の戦略、公務員職務発明、地域ブランドの管理など機関職務の特性を反映したカスタマイズ型の教育を提供する予定である。

<②人材開発能力向上のための教育インフラ高度化>

国家知識財産教育ポータル(知的財産アカデミー)をより直感的で体系的に改編する。最新の e ラーニングコンテンツを拡充し、学習者に最適化された教育課程を推薦する機能を導入させ、学習者の教育目標達成を支援する。ホームページのユーザーインターフェース(UI)を改善し、動画コンテンツの品質基準を確立して高品質なコンテンツを提供する。また、研修院のインフラと専門人材を活用し、他機関との協力ネットワークを構築する。研究開発・取引・国際貿易など知的財産関連機関と連携し、「国家知的財産ワンストップ教育プラットフォーム(共同キャンパス)」を構築して教育資源を共有し、体系的な協力モデルを拡大していく計画である。

〈③ 国際的な知的財産リーダーシップ強化のための国際教育拡大〉

開発途上国を対象とした国際知的財産教育は、「K-知的財産拡散」と「海外進出企業の保護」を同時に目指し、戦略的に拡大する。韓国の知的財産行政経験を海外に拡散させるため、国別の発展段階に合わせた3段階(構築-安定化-高度化)教育モデルを導入する。既存のアセアン諸国中心の協力範囲を中東・中央アジア・アフリカなどの新興市場に拡大し、地域別共同教育プログラムを運営して効率性を高める。また、海外進出企業の知的財産保護を強化するため、開発途上国の警察・税関対象の知的財産保護および執行教育を開設し、WIPO 仲裁調停センターと共同発表会を開催するなど、国際的な安全網構築にも力を入れる。

韓国知識財産処のソン・ソンホン国際知識財産研修院長は「知的財産は企業と国家の競争力を左右する中核要素」とし、「AI の大転換と技術覇権競争が激化する環境で、当研修院は AI 技術を活用した審査・審判の専門性強化とともに、企業と公的機関が必要とするカスタマイズ型知的財産教育を継続的に拡大していく」と述べた。

なお、2026 年知的財産教育訓練計画の詳細内容は、国際知識財産研修院ウェブサイト(iipti.moip.go.kr)などで確認できる。

2-25 若手が創る新しい KIPRIS「AI 世代が問いかけ、KIPRIS が答える」

韓国知識財産処(2026.2.27.)

- 韓国知識財産処、「KIPRIS 青年交流懇談会」開催 -
- デジタルネイティブの若者のアイデアを活用した、公的 AI 転換革新を推進 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、2月26日の木曜日14時、韓国知識財産センター(ソウル江南区)において、若手の斬新な視点から知識財産情報検索サービス(KIPRIS)の発展方向を模索する「KIPRIS 青年交流懇談会」を開催すると発表した。

* 知識財産情報検索サービス (KIPRIS) : 知識財産処が韓国国内外 29 カ国から収集した約 1 億 4 千万件の知的財産情報を、国民誰もが無料で検索・閲覧できる公的サービス

本懇談会は、デジタル環境に慣れた 20~30 代の若年層の KIPRIS 利用利便性を高め、未来の知的財産エコシステムを主導する若年層の声を直接聴取し、ユーザー体験に基づく「KIPRIS サービス機能改善」の基盤を固めるために企画された。

懇談会では、若者の視点から見た KIPRIS の発展方向と利用上の課題を中心に聴取する予定である。特に、検索利便性向上のための AI 商標検索サービス導入やグローバルデータ活用のための海外の知的財産情報を追加的に提供するなど、実務的なサービス改善策について、若手の率直な意見を収集する予定である。

韓国知識財産処は、本懇談会で収集した意見を基に、若者を含む全ての国民が知的財産情報をより容易かつ幅広く活用できるよう、実務的なサービス改善案を策定し、今後の政策立案に積極的に反映させる方針である。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「デジタル大転換時代において、知的財産情報を最もよく理解し活用できる主体はまさに青年世代である」とし「AI 技術の導入と海外データの拡充などで知的財産情報の敷居を下げ、これを基に、国民誰もがアイデアの価値を実現し、成功した起業と持続的な成長の基盤となる国民向けのサービスを構築していく」と述べた。

2-26 韓国知識財産処、「働き方」改善で業務革新を加速化

韓国知識財産処 (2026.2.27.)

- 慣性的な業務の全面的な再点検…価値ある業務に没頭する組織文化の形成 -
- 「不要な業務」と「不合理な慣行」など 10 の改善課題の発掘 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 2 月 27 日の金曜日、業務のあり方を根本的に再検証し、組織の専門性を新規・中核業務に集中させるための「働き方の改善方案」を策定・施行する。

今回の改善案は、知識財産処が発足(2025 年 10 月)し、業務領域が拡大されることに伴い、これに伴う業務能力を確保するためのものであり、これまで慣性的に遂行してきた業務を再検討し、業務に没頭する環境を阻害する要因を発掘・除去することを目的とする。具体的には、業務の推進過程で効率性を低下させる「不要な業務」と業務外的な業務で集中度を低下させる「不合理な慣行」を改善対象と規定した。

特に、改善案の実効性を高めるため、処長が映像・書面報告の活性化を直接提案するなど、幹部らが課題発掘の段階から積極的に参加し、すべての職員対象のアンケート調査と部署別意見収集を加え、最終的に 10 大実践課題を掘り起こした。

1)「不必要な業務」に関する業務効率改善課題として「①報告書形式は簡素に、②報告と決裁ラインは簡潔に、③会議は短くスマートに、④業務分担は公平に、⑤刊行物配布はデジタル化」が選定された。2)「不合理な慣行」に対する組織文化改善課題は「①国会待機と行事・儀礼は最小限に、②関係は水平的に、③年次休暇・勤務管理は信頼を基盤に、④文書と様式提出は必要な分だけ、⑤部署間の壁解消は情報共有で」が選定された。

知識財産処は今回の改善課題の履行状況を定期的に検証し、「働き方のコミュニケーション窓口」を常時運営して継続的に職員の意見を収集する予定である。これにより業務に没頭する環境を組織文化として早期に定着させ、確保された業務能力を知的財産政策の総括・調整、審査・審判、技術流出の防止、紛争対応など知識財産処の中核業務に集中投入する計画である。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は「今回の働き方の改善は、既存の業務量を減らすのではなく、より価値ある新たな業務を発掘し、これに集中できるように組織の体質を変えることだ」とし「従来の公職社会の慣性から脱却し、効率的に働く組織を作り、国民と企業が実感できる知的財産行政サービスを提供する」と述べた。

2-27 韓国知識財産処、義死傷者の特許出願を支援する

韓国知識財産処(2026.2.27.)

- 義死傷者の特許出願時の出願料、審査請求料などの手数料を免除 -
- 職務発明補償の優良企業などに対する年次登録料の追加減免を 2029 年まで延長 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、義死傷者の特許出願に要する経済的負担を支援するため、特許手数料の免除対象者に義死傷者とその遺族を含める内容で「特許料等の徴収規則(以下、徴収規則)」を改正し、27 日から施行すると発表した。

〈 義死傷者(遺族を含む)を特許手数料の免除対象者に追加 〉

義死傷者とは、「他人の生命、身体または財産の差し迫った危害を救済するため、直接的かつ積極的な行為を行い、死亡*(負傷により死亡した場合を含む)または傷害を負った者**」を指す。

* 海水浴場で水遊びをしていた 9 歳の子供を救助し、本人が死亡した場合

** 銀行強盗が職員を凶器で脅した際、これを阻止しようとして本人が負傷した場合

知識財産処は、こうした義死傷者に対する国家的礼遇を実現するため、国家有功者および報勲補償の対象者等*と同様に特許手数料を免除することとした。免除される手数料**は出願料、審査請求料、最初の3年分の登録料(以下、特許手数料)である。

*(既存の免除対象者)国家有功者、5.18 民主有功者、枯葉剤後遺症患者、特殊任務有功者、独立有功者、参戦有功者、医療給付受給者、障害者、6歳以上18歳以下の人、軍務中の兵卒など

** 発明(考案・創作)者が出願人(特許権者・実用新案権者・意匠権者)と同一の場合、特許・実用新案・意匠権別に年間5件(商標権を除く)

<職務発明補償優良企業等に対する年次登録料追加減免、2029年まで延長>

知識財産処は、職務の発明補償優良企業と知識財産経営認証企業**に対し、中小・中堅企業に対する年次登録料減免(最大50%)に加え提供されていた4~9年分の年次登録料20%追加減免(2026年まで)を2029年まで延長する。また、特許証・登録証を電子文書で発行する場合の手数料1万ウォンを免除する制度も3年(2026年→29年)延長する。

* 従業員が職務遂行中に開発した発明について正当な報酬規定を整備し、これを模範的に運営する中小・中堅企業として知財庁が認証した企業

** 特許、実用新案、意匠、商標などの知的財産権を企業経営に積極的に活用し、技術競争力と収益性を高めた優良中小・中堅企業として知財庁が認証した企業

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は「今回の特許手数料改編により、負傷者と遺族の知的財産権の創出活動に役立つと期待する」とし、「今後も社会的・経済的弱者における知的財産権の創出活動が活性化されるよう、特許手数料制度を継続的に改善していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国知識財産処、生活密着型の模倣品流通に剣を抜く

韓国知識財産処(2026.2.09.)

- 偽物の健康機能食品成分の分析結果、有効成分不検出 -
- 東国製薬を訪問し模倣品流通関連の現場課題を聴取(2月9日) -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)が国民の安全を脅かす生活密着型の模倣品根絶に向け、断固たる措置を講じた。知識財産処は、ソルラル(韓国の旧正月)を控え、健康機能食品の贈答需要が増加する中、オンラインでの模倣品流通が拡大する懸念があるとして、集中取り締まりを実施する計画だと明らかにした。

知識財産処商標特別司法警察(以下「商標警察」)は昨年下半期、健康機能食品の模倣品が流通している状況を把握し、これまで合計6回にわたり取り締まり(2025年7月から2026年1月)を実施し、健康機能食品の模倣品を約8千点、押収し捜査を進めている。

押収された健康機能食品の模倣品は、ビタミン、乳酸菌、関節・骨関連製品など、韓国国内消費者に最も人気が高い製品が大半を占めており、権利者を通して成分を分析した結果、有益な成分は全く存在しない、いわゆる「無効な健康機能食品」であることが判明した。

これを受け商標警察は、健康機能食品の偽物は表示・広告された効能を期待できないだけでなく、消費者の健康に直接的な被害をもたらす可能性が高いと判断し、旧正月前の偽健康機能食品流通根絶に向け本格的に動き出した。

商標警察は、オンラインでの偽健康機能食品の流通を事前に遮断するための積極行政として、主要オンラインプラットフォーム企業と協議し、健康機能食品販売者の書類検証を強化するとともに、週末・夜間にも対応可能な常時モニタリングを試験的に実施している。今後効果が確認されれば、他のオンラインプラットフォームへの拡大適用を推進する予定である。

また、知識財産処が運営する模倣品流通防止協議会内に健康機能食品分科を新設し、偽健康機能食品流通に対する官民共同対応を強化していく方針である。

* 商標権者(96)、オンラインプラットフォーム企業(26)、政府・関連機関(12)など 134 の会員社(8分科)で構成

一方、知識財産処は2月9日の月曜日15時30分、東国製薬(ソウル江南区)を訪問し、模倣品の流通に関連して現場の声を聴取し、対策を議論する。

東国製薬のソン・ジュンホ代表取締役は「最近、自社のセンテリアン 24 ブランド製品がオンラインで模倣品として流通し、困難を経験していたが、知識財産処と韓国知識財産保護院の迅速な対応に感謝する」とし、「今後も両機関が企業の商標権保護のために最善を尽くすことを期待する」と述べた。

キム・ヨンソン知識財産処長は「健康機能食品は消費者が直接摂取する製品であり、他の模倣品に比べ国民の健康に及ぼす危害性が非常に大きいため、消費者が購入する前に事前遮断することが何よりも重要だ」とし、「知識財産処は今後も国民の安全と健康に直結する生活密着型の模倣品については集中取り締まりとオンライン流通遮断を並行して行う」と述べた。

3-2 韓国知識財産処、Kビューティー輸出企業懇談会を開催

韓国知識財産処(2026.2.25.)

- 国民と共にするリアルタイム現場意見聴取、YouTube 生中継で実施 -

韓国知識財産処長(キム・ヨンソン処長)は2月25日の水曜日14時、韓国知識財産センター(ソウル江南区)においてKビューティー代表企業らと「Kビューティー輸出企業知識財産懇談会」を開催し、Kビューティー模倣品と海外商標無断先占への対応策を議論する。

本懇談会は、Kビューティーの海外需要拡大に伴うブランド侵害問題に対応し、現場の課題と政策ニーズを発掘するために企画された。

最近、海外オンラインプラットフォームと現地流通網を中心にKビューティー模倣品の流通が拡散し、消費者安全の脅威やブランド信頼度低下などの問題が継続している。特に、無検証・低品質製品は海外消費者の健康を脅かし、韓国企業の海外市場進出を阻害する要因として働いているという懸念も高まっている。

これを受け、知識財産処は食品医薬品安全処、関税庁とともに、Kビューティーを代表する主要企業の海外模倣品の流通実態と主な侵害事例を共有し、海外模倣品対応の課題、政策提言事項など多様な意見を収集する予定だ。本懇談会は、業界従事者と関心のある国民なら誰でもリアルタイムで参加し意見を共有できるよう、知識財産処公式 YouTube チャンネルにて生中継される。

知識財産処は、知的財産を主管する部署として、韓国輸出企業の海外知的財産保護のため①海外オンライン模倣品遮断支援 ②無効審判・行政取締りなど、カスタマイズ型対応戦略支援 ③海外知的財産センター(8カ国10カ所)を通じた法律相談などの現地初期対応を推進中である。また ④「知的財産紛争ドクター*」教育、⑤農林畜産食品部・食品医薬品安全処など省庁横断的協力、⑥「Kブランド保護官民協議会」運営などで、官民協力体制を継続的に強化している。

*弁理士など知的財産専門家が海外に進出する予定の企業を対象に知的財産紛争予防教育を実施

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は「K-ビューティ産業がグローバル市場で持続的に成長するためには、何よりも知的財産保護が先行されなければならない」とし、「本懇談会で、現場の意見を収集し、これを基に企業が実感できる実効性のある政策を強化するなど、韓国の企業ブランド保護のために最善を尽くす」と述べた。

3-3 政府が先頭に立つ、海外の知的財産紛争、もはや企業だけの戦いではない

韓国知識財産処(2026.2.26.)

- 海外知的財産(IP)法務支援を 823 億ウォン、前年比 36% (220 億ウォン)増額 -
- 輸出展示会・博覧会、グローバルプラットフォーム出店など輸出現場の連携型知的財産研修を拡大 -

輸出中小企業 10 社中 9 社は、海外知的財産紛争に巻き込まれても訴訟を放棄する。(中小企業中央会、2025)欧州で特許 10 件を出願・登録し 20 年間維持するだけで 5 億ウォン以上かかる。(請求項 10 件基準)海外 IP 費用は依然として輸出の見えない障壁である

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は関係省庁および地方政府と連携し、輸出企業の海外商標・特許等の知的財産(IP)確保と紛争予防・対応のため、今年度の知財法務支援*予算を前年比 36%大幅に増額(603 億→823 億ウォン)するとともに、企業向けの研修および海外現地情報提供も強化する方針だ。

* 知的財産法務支援:海外現地調査および権利確保、特許・商標・意匠の紛争対応費用支援など

<海外市場進出のための知的財産法務支援拡大>

海外知的財産権確保費用 177 億ウォンを含め、海外における知的財産紛争予防および対応などの法務支援に総額 823 億ウォン*の予算を編成し支援する。

* 知識財産処 580 億ウォン、関係省庁 46 億ウォン、地方政府(広域 17 機関)197 億ウォン

人工知能(AI)ベースの事前検知システムを新たに構築し、海外商標の無断先占試みと特許モニター(NPE*)の特許買収動向の分析を通じた訴訟可能性シグナルを早期に捕捉。リスク情報を企業に先制提供し、事前準備を支援する。

*NPE(Non-Practicing Entity)とは、保有特許権で直接製造・販売等の生産活動を行わず、特許権行使(ライセンス、損害賠償訴訟)で収益を創出する企業を意味する

海外現地における韓国企業の知的財産侵害に関する実態調査(3カ国→10カ国)とオンライン模倣品流通状況診断(10カ国 29プラットフォーム→115カ国 1,650プラットフォーム)も拡大する。

また、海外知的財産紛争への対応戦略コンサルティングの支援範囲を、模倣品など明らかな商標侵害行為に加え、韓国企業の商品や店舗と誤認・混同させる行為を全般に拡大し、特許(公開された独占技術)だけでなく営業秘密(秘密管理技術)紛争まで支援対象に含めるなど、保護の死角を最小化する。

特に、農林畜産食品部(K-フード海外の知的財産確保)、地方政府(地域企業の海外知的財産確保戦略)などが共同で参加し、産業別・分野別カスタマイズ支援体制を構築するとともに、個別企業が対応困難な海外の知的財産紛争については、外交部など関係省庁の協力体制を構築し、在外公館などを活用してより効果的に対処していく予定である。

< 教育および海外現地の知的財産情報の提供を拡大 >

輸出企業対象の知的財産教育を 5,000 社から 6,000 社に拡大し、輸出展示会・博覧会参加予定企業などを対象に「出張知的財産教育」を運営する。

知識財産処の専門人材が教育・相談を提供する「知的財産紛争ドクター」の現場支援を新設し、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)、韓国農水産食品流通公社(aT)など関連機関・団体との協力を強化する。これにより化粧品・食品・ファッションなど 5 大消費財分野の海外に進出する予定の企業を対象に、カスタマイズ型知的財産教育を密着提供する。

また、Amazon などのグローバルプラットフォーム出店企業を対象に、知的財産権の確保などに必要な教育プログラムを開設・運営する一方、オンライン知的財産の情報総合ポータル(知的財産-NAVI)を活用して 30 カ国に対する現地の知的財産情報(権利確保手続き、現地代理人情報、紛争動向など)の提供にも力を入れる計画だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は「海外の知的財産紛争はもはや個別の輸出企業だけの苦悩ではなく、韓国の輸出競争力を左右する国家的懸案」とし、「知識財産処が最前線で『知的財産も盾』となり、韓国企業の世界市場への挑戦を最後まで支援する」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標超高速審査・意匠一部審査制度の改善など最新制度の動向を紹介

韓国知識財産処(2026.2.26.)

- 韓国知識財産処、「2026年商標・意匠制度動向説明会」開催(2月6日) -

【関連国政課題】14. 国民と共に対話し革新する政府

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は2月6日の金曜日、14時に韓国知識財産センター(ソウル江南区)において「2026年商標・意匠制度動向説明会」を開催する。

本説明会では、最近改正された商標・意匠関連法令と審査基準など、主要制度の変化と2026年の改正方向を紹介し、現場の声を聴取して制度改善に反映させるために企画された。

商標分野では、輸出企業の商標権早期確保を支援するため、超高速優先審査制度を新設し、輸出企業の優先審査申請に対し、30日以内に審査結果が通知されるようにした(2025年10月施行)。また、国際商標の登録出願時に代理人などの氏名を英文のみで記載できたが、英文誤記による補正負担を軽減するため、ハングルでの記載も可能とするよう改善した(2026年2月施行)。

さらに商品分類分野では、人体用と動物用の薬剤および医療機器の類似基準を調整するなど、取引実情を中心に商品体系を整備した(2026年1月施行)。これに伴い、2026年1月1日に施行されたニース国際商品分類*改正に伴う変更商品類**関連事項についても、出願人が実務上参考できるよう案内する予定である。

* ニース国際分類: 標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定に基づく(加盟国: 96カ国、韓国は1999年加盟)

** 眼鏡・レンズ・サングラス(第9類→第10類)、精油(製造用精油(第1類)、食品用エッセンス(第30類))

デザイン分野に関しては、侵害通知を受けた者の異議申立期間を拡大*し、正当な権利者の権利移転請求制度を導入して権利者の効率的な権利救済を図った(2025年11月施行)。その他、

デザインの説明記載簡素化の根拠規定および正当な権利者の出願に関する手続きを整備するなど、出願の便宜を図るための制度を改善した。

* 侵害通知を受けた利害関係者は通知を受けた日から3ヶ月(ただし、登録公告日から1年以内)

韓国知識財産処のイ・チュンム商標デザイン審査局長は「積極行政の一環として準備された今回の説明会が、新たに導入される制度を中心に業界の疑問を解消する契機となるだろう」とし、「今後も現場とのコミュニケーションを基に、実感度の高い制度改善を継続していく」と述べた。

なお、説明会には別途の申請なしで現場にて先着順で150名まで参加可能であり、弁理士の場合は義務研修教育時間2時間が認定される。詳細は知識財産処 商標審査政策課(042-481-3316)へ問い合わせればよい。

その他一般

5-1 韓国知識財産処、新任のキム・ギボム 特許審判院長

韓国知識財産処(2026.2.06.)

韓国政府は2月6日、新任の知識財産処特許審判院長に知識財産処キム・ギボム(54歳)特許審判院首席審判長を任命した。

キム・ギボム院長は1995年、第39回行政高等考試に合格後、旧特許庁(現・知識財産処)において産業財産振興課長、企画調整官、情報顧客政策局長、首席審判長などを歴任し、企画、予算、情報化、審査・審判など特許行政全般の要職を広く経験した。また、駐日本大韓民国大使館参事官、国家知識財産委員会の知識財産振興官を歴任し、省庁横断的な協業専門性も備えた知的財産分野の行政専門家である。

キム・ギボム院長は「産業財産情報の管理および活用促進に関する法律」の制定を活用して、産業財産情報を国家研究開発および経済安全保障分野に戦略的に活用できる基盤を整え、特許情報システムのAI化5か年計画を策定した後、韓国国内企業および国際機関(WIPO)と協力し、審査・審判業務にAI技術を実装した。また、韓国型の特許行政情報化システムをアラブ首長国連邦に450万ドルで輸出し、韓流行政の海外拡散に貢献するなど、知的財産保護および活用分野で卓越した業務推進力を示してきた。

普段から飾らない気さくな人柄で後輩職員と気兼ねなく交流し、急変する社会環境の変化に対応する柔軟な政策判断能力を有しているとの評価だ。

①行政高等考試 39 期 ②1971 年生まれ ③光州広域市出身 ④光州松原高等学校卒業 ⑤延世大学行政学科卒業 ⑥特許庁革新企画課長、産業財産振興課長、駐日本大韓民国大使館参事官、特許審判院審判官、情報顧客政策課長、国家知識財産委員会知識財産振興官、企画財政担当官、企画調整官、産業財産情報局長、特許審判院首席審判長

5-2 韓国知識財産処、新任のチョン・ヨンウ次長

韓国知識財産処(2026.2.6.)

韓国政府は 2 月 6 日、新任の知識財産処次長に知識財産処チョン・ヨンウ(55 歳)特許審査企画局長を任命した。

チョン・ヨンウ次長は第 33 回技術高等考試で公職に入り、旧特許庁(現・韓国知識財産処)の特許審査企画局長、産業財産政策局長、産業財産保護協力局長、産業財産政策課長、広報官など主要な要職を歴任した。特に、昨年 10 月に特許庁から知識財産処へ昇格して以降、次長に昇進任用された最初の人事である。

チョン・ヨンウ次長は予算・法制・広報・政策企画はもちろん、審査・審判実務に至るまで幅広い実務経験を備えた正統な知的財産専門家である。特に、報道官として最長期間(4 年 7 ヶ月)在職した経歴があり、優れたコミュニケーションと政策伝達能力とともに、円満な対外紛争調整能力まで保有していると評価されている。

こうした専門性を基盤に、格上げされた組織の地位と機能に見合う形で、知的財産の創出・取引促進、技術流出防止、海外紛争対応など政府全体の協業と調整を強化するなど、知的財産コントロールタワーの役割を確固たるものにしていく適任者として期待を集めている。

チョン・ヨンウ次長は活発で積極的な性格で、業務分析力と企画力が卓越しており、挑戦的な業務もスピード感を持って完遂し、特に現場で問題を見つけ解決策を提示する実践型リーダーとの評価である。

①技術高等考試 33 回 ②1970 年生まれ ③慶尚南道南海郡出身 ④晋州明新高等学校卒業 ⑤ソウル大学電気工学科(同大学院工学修士)⑥特許審判院審判官、広報官、産業財産活用課長、産業財産政策課長、産業財産保護協力局長、産業財産政策局長、特許審判院首席審判長、知識財産処特許審査企画局長

5-3 [報道資料] 韓国知識財産処は、特許紛争対応支援、NPE への先制対応、紛争情報の提供などを支援しています

韓国知識財産処(2026.2.26.)

[報道内容]

2026年2月5日の木曜日、東亜日報「Kチップを食い荒らす米『特許ゾンビ』」記事において、米国ITC訴訟とUSTR審議がK-半導体にとって新たな圧力要因となる可能性が指摘され、韓国企業は特許を多く出願するなど対応戦略が必要であるとの指摘があった。

[韓国知識財産処の立場]

韓国知識財産処は、資金・人材が不足する中小・中堅企業の特許紛争に対し、初期および事後対応を支援しており、今年から先端産業・戦略技術に関する紛争対応の支援限度額を企業当たり年間最大2億ウォンから3億ウォンに引き上げるなど支援を強化します。

また、特許管理会社(NPE)の活動を事前に分析し、特許紛争モニタリング対象地域も米国以外に欧州などに拡大して先制的に対応できる体制を構築するとともに、官民が協力する国際特許紛争対応協議会を運営し、緊密な連携体制を構築

5-4 260209[報道資料]韓国知識財産処は K-ブランドの保護のために、AI を活用したオンライン模倣品のモニタリング、カスタマイズされた紛争対応戦略の提供など、多角的に取り組んでまいります

韓国知識財産処(2026.2.9.)

[報道内容]

2026年2月8日(日)TV朝鮮「ブルダック・ビビゴが中国ブランド?…Kブランド、唐突な商標紛争に『苦戦』」報道は、中国・東南アジアなどでK-フードの偽造・模倣品が増加し、韓国企業の商標権を海外で無断先占する事例も急増しているため、政府レベルの積極的な商標権を保護する対策が必要だと指摘した

[韓国知識財産処の立場]

知識財産処は、海外で発生する模倣品の流通と海外商標の無断先占から韓国企業を保護するため、最善を尽くしています。

AI を活用し、海外のオンラインプラットフォームで流通する模倣品の遮断を拡大(2025 年 21 万件から 2027 年 30 万件)、TikTok など海外主要オンラインプラットフォームとの MOU 締結を拡大(6 から 8 社)し、プラットフォームで販売される偽投稿の迅速な遮断を支援します。

また、海外商標の無断先占被害を防ぐため、輸出企業の海外商標権確保の費用支援を拡大し、博覧会参加企業などの K-ブランド保護のため、「IP 紛争ドクター(知識財産処専門家)」による 1 ON1 教育(1000 社)を強化します。「K-ブランドガードシステム」を新たに構築し、海外での無断先占が疑われる商標を早期に検知し、関連企業や協会などに危険警報と関連情報を提供します。

特に紛争が発生した企業には、商標無効審判・行政取締り・民事刑事訴訟などのカスタマイズ型紛争対応戦略支援を拡大*するとともに、海外知的財産センター(8 カ国 10 カ所)**を活用し、現地の法律事務所と連携した法律相談、警告書対応などの初期対応も拡大します。

* 支援規模: (2025) 144 件 → (2026 目標) 195 件 → (2027 目標) 250 件

** 海外知的財産センター: 米国(LA、ワシントン)、中国(北京、広州)、日本、欧州、ベトナム、タイ、インド、メキシコ

また、中国・インドネシアなどの現地知的財産当局に対し、悪意ある商標先占者の情報提供や模倣品の取締協力などの外交的な努力を強化し、農林畜産食品部・産業部などの関係省庁および「K-ブランド保護官民協議体」とも連携し、海外での権利化支援、現地の模倣品実態調査および業種別共同対応なども拡大するなど、韓国企業の K-ブランド保護に最善を尽くし手問います。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム(電話: +82-2-3210-0195/FAX: +82-2-739-4658、e-mail: kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム